

# 戦前日本の道德教育

## —「修身」、その歴史と根本問題—

太田 直道

### 第1章 黎明期の「修身」教育

本稿は、2014年11月16日から2016年1月31日まで隔週に一回のペースで行われたみやぎ教育研究文化センター主催の「道德教育研究会」において、報告者が作成した報告資料をまとめ直したものである。

日本の学校教育における戦前の「修身」と戦後の「道德」とのあいだには一筋の深い流れが脈打っている。昨今の「道德」の教科化の流れをとらえるためには、戦前の「修身」の歴史にまで立ちかえり、振りかえる必要がある。明治の初めに「修身」が導入された時になされた議論とよく似た道筋の議論がいまだに繰り返されているからである。「修身」もまた国家道德の押しつけに反対するさまざまな議論が渦まくなかで強力に進められたのであった。しかし、いったん教科として制度化され、さらに「教育勅語」が絶対的権威を振るうようになると、初めは仁義忠孝と公民道德（近代市民的道德）が主な内容であったが、次第に天皇・国体への忠誠を求める道德が比重を増していき、ついには国家道德を担当する縁となった。

昭和期になると、国家主義道德は超国家主義（国粹主義）に深化し、さらに臨戦教育道德に収斂した。たんなる修身にとどまらず、皇国思想を核とし、まったく新しい戦時教材の中心として修身教科書が位置づけられた。

このような歴史の流れを振りかえるとき、「修身」が教育の現場ではかならずしも歓迎されず、熱心に教えられたとは言いがたかったにもかかわらず、日本の国家主義を強力に押し進める大車輪の役割をはたしたことが注目され、今日の道德教育の構図と方向を考える上でも不可欠な前提を提供しているといえるであろう。

#### 1 「修身」の始まり

1.1 「修身」は明治維新直後の学制の開始とともに始まった。近代の学校教育は西洋の科学・教育を受容することから始まったが、それにもかかわらず、新しい学制の中心に「修身」が置かれ、儒学的伝統を継承する内容が盛り込まれた。日本の近代教育は始めから「和魂洋才」をめざしたのであった。

1869年（明治2年）に小学校が設置された。小学校は「国体時勢ヲ辨エ忠孝ノ道知ルヘキ様教諭シ風俗ヲ敦クスルヲ要ス」という維新政府の指示のもとで設置されたのであるから、修身が重視されたのは当然であった。

1872年（明治5年）に学制、およびそれに伴う太政官布告が發布された。欧化政策に舵が切られ、儒学ではなく、実学を修めることが求められた。「修身」が科目として置かれ、第8級（小学1年）

から「修身口授」の形でスタートした。

## 1.2 初期の修身書

最初期の修身書は儒学諸書からの引用を編纂したものが一般的であった。それに対して、文明開化を進めた明治初期の啓蒙主義者たちは欧米の道德思想を紹介し、儒教的徳育に対立した。加藤弘之は『真政大意』1870 において、儒教的伝統思想にたいして闘争宣言というべき批判を展開した。植木枝盛は『普通教育論』1877 を著して、維新政府における普通教育の推進を認めつつも、普通教育がたんなる画一教育（強迫教育）に終わらず、すべての人の能力を誘導開発するものでなければならないと説いた。「一定の学制を布て国民を一様に教育せんとするは…国家開明の最も害とする所なり。」画一教育によって人民を「操人形」のようにするのでなく、「宜く精神の異同を養成して以て独立の氣象を煥發すべき」と、説いたのである。そして「日本人民は何らの教授をなし何らの額をなすも自由」として学問教育の自由を説いた。また、福沢諭吉はベーコン的の学問観に基づき、教育によって自由と独立心を育てることを謳歌した。一般に、文明開化期の先鋭的な思想家たちはミルの思想をその初期に受容することによって、自由主義的な啓蒙主義の立場に立ったが、このことが明治啓蒙運動における最大のメリットであった。

## 1.3 儒学への回帰

このような啓蒙主義的動きにたいして、明治 10 年代に儒学への回帰の巻き返しに興った。江戸の儒学とは異なり、明治儒学は日常の規矩の学を訴え、新たな浸透を企てた。科学的有用性と儒教的徳目主義との融合を模索した。

明治天皇は道德への関心が高く、その乱れを嘆いた。徳育のあり方を諮問し、文部省とは一線を画しつつ道德教育の浸透を図った。その推進者は侍講元田永孚であるが、彼は天皇の信頼が篤く、政界への影響も大であった。元田は儒教道德を中心に徳育を再編成することを進講した。

## 1.4 伊藤博文の「教育議」

伊藤博文は元田永孚らによる儒教的修身への一元化の動きに反対し、「教育議」1879 を上奏して、科学と実学による国家主義的教育の必要を説いた。元田らの「国教」、すなわち儒教による国民の道德教育ではなく、学校において教えるべきは科学教育であることを説いた。「若シ夫レ古今ヲ折衷シ、經典ヲ斟酌シ、一ノ国教ヲ建立シテ、以テ行フカ如キハ、必ス賢哲其人アルヲ待ツ、而シテ政府ノ宜シク管制スヘキ所ニ非サルナリ。唯政府深ク意ヲ留ムヘキ所ノ者、歴史文学慣習言語ハ、国体ヲ組織スルノ元素ナリ、宜シク之ヲ愛護スヘクシテ、之ヲ混乱シ及ヒ之ヲ残破スルコトアルヘカラス、高等生徒ヲ訓導スルハ、宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘フヘカラス」。他方で、森有礼は近代社会の倫理を基礎とする徳育を説いた（自他併立論）。また、学校に武官を置き、軍事教育によって精神を鍛錬することを提案した。

## 2 修身教科書の始まり

\*修身教科書からの引用は、『日本教科書大系 近代編修身（一）、修身（二）、修身（三）』（海後宗臣他編纂）による。

2.1 初期の時代にはきわめて多くの教師用教科書が出版された（教科書は生徒に口述するためのものであった）。1882 年（明治 15 年）までに 42 の教科書が出版された。翻訳修身教科書が大半を占める。多くは F.ウエーランド “Elements of moral science” からの訳であった（「小学教諭民家童

蒙解]、「泰西勸善訓蒙」(箕作訳)など)。福沢諭吉は「童蒙教草」(福沢訳)を出版している(「学問ノススメ」もその一環)。他方で、日本古来の道徳を教える教科書も出版された(「勸孝邇言」など)。

## 2.2 「教育聖旨」

1873年(明治6年)、文部省が「小学生徒心得」を出版し、学校における生徒の行動の心得を説いた。修身教科書に併せて用いられた。

1879年(明治12年)に「教育聖旨」が発表された、その中の「教学大旨」は教育全体の基本方針を説くもので、祖宗の訓典および孔子を主とすべきことが説かれた。文部省が欧化政策に軸足を置くのにたいし、宮内省は仁義忠孝の伝統的道徳にガイドラインを方向付けた。同年、教育令を發布し、学科目を定めた。当初は読書・習字・算術・地理・歴史・修身の順であったが、翌年修身が筆頭科目に移された。

2.3 1883年(明治16年)に文部省は、修身教科書『小学修身書初等科之部』、『小学修身書中等科之部』および『小学作法書』(古人の名言を集録)を出版した。他方で、民間による編集の修身教科書や作法教科書も多数出版されており、両者が混在した。内容はいずれもおおむね儒教主義に基づいたものであった。

## 2.4 「幼学綱要」

その前年に、宮内省が修身教科書を出版しており、官製の修身教科書が宮内省のものと文部省のものと二重に存在した。宮内省は『幼学綱要』1879を出版、忠孝仁義を説く勅撰修身書とした。五倫に基づき、二〇の徳目にしたがって編集したものである。また1887年(明治20年)には皇后による『婦女鑑』が出版された。こうして明治前半期には文部省、民間、宮内省の三系統の修身教科書が併存したのである。

# 3 検定修身教科書へ

## 3.1 「小学校教則大綱」

1890年(明治23年)、戦前の国民精神教育の綱領の役割をはたした「教育勅語」が發布された(第2章で詳述)。翌91年、文部省は「小学校教則大綱」及び「小学校修身教科用図書検定標準」を公布した。「大綱」の第2条では、「修身」が教育勅語に基づくべきことが明記された。

「修身ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ…尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊皇愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ務メ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重ンスヘキコト」(第2条)

## 3.2 教育勅語下の修身

この「大綱」および「検定規準」に基づいて、1893、94年(明治26、27年)に40種の教科書が検定された。『尋常小学修身書』の緒言には、「本書の纂述は、主としてこれ(西洋道徳)を矯正し、謹みて、聖詔の旨に基き、皇祖、皇宗の遺訓を本とし、万古一貫、世界無比の美俗に徴し、まづ、敬神忠孝の大本を示し、而る後、友愛、恭儉、立志、等の諸項に及び…」と、修身が勅語の敷衍となるべきことを直截に述べている。

こうして国粹主義、国家主義に傾く修身教育がスタートしたのである。教育勅語がその後の修身教科書の準則となった。戦前の「修身」は一貫しては徳目主義の立場に立つが、その徳目は勅語に

したがったものである。勅語の徳目順序を毎学年繰り返し反復習得する方式がとられた。

### 3.3 人物主義

明治 30 年代になると、人物主義修身教科書が多くなる。ヘルバルト学派が次第に勢力を増し、その影響下に、「いかにして子どもの興味を喚起しつつ品性の陶冶をなすか」という観点が修身教育に浸透していったのである。具体的には多くの教科書が、歴史上の人物伝により子どもを感化させる内容を盛り込んだ。多数を取り上げるのではなく、数人の事蹟を選ぶという方法がとられた。主要人物は、渡辺崋山、菅原道真、二宮尊徳、中江藤樹、柏原益軒、伊能忠敬、楠木正成、新井白石など。彼らはその後の日本の道德教育の顔になっていく。

3.4 低学年では古今東西の童話や寓話が用いられた。イソップ、桃太郎、花咲翁、猿蟹合戦、カチカチ山、舌切り雀など。

## 第 2 章 「教育勅語」の問題

### 1 教育勅語前夜

もともと勅語は天皇が直接に訓示すること一般を指し、行幸の折のことばなどが典型であった。明治期においては、天皇による各種学校や外人教師への訪問時における勅語がはじまりであった。例えば、学習院開業式に親臨のさいの天皇の勅諭、「朕今先志ヲ紹述シ本校ヲ名ケテ學習院ト号ス願クハ汝等子女ヲシテ黽勉時習セシメ以テ皇祖ノ前烈ヲ恢張セヨ」などがある。以下の内容は、海後宗臣『教育勅語成立史の研究』、1965、東京書籍等によった。

#### 1.1 天皇と徳育

明治天皇は教育への介入が顕著である。西村茂樹らの進言によって、知徳体のうち、知育と体育は文部省、道德は皇室を以て源とすると考えていたものと思われる。岩倉具視に内話して、「爾後一層勤儉ノ旨ヲ専務トシ 我邦ノ徳義ヲ教育ニ施サン」と語ったと伝えられている。

このような天皇の意向を受けて、周囲では道德に関する大詔を發布せよという声が大きくなり、宮内庁に道德を管轄する明倫院を設けよという提言まで表れた。

#### 1.2 「教学聖旨」について

1879 年（明治 12 年）に「教学聖旨」が発表された。元田永孚が起草し、儒教道德を中心に教学の再編成を説いたものである。内容は、教育の本末を是正することを掲げ、徳育が知育の基礎にあることを主張したものである。すなわち、維新以降徳育と知識才芸（科学）の教育との関係が顛倒しており、この本末を正して、仁義忠孝を教育の基本とすることがわが国の教育の柱である、と説いた。とりわけ、わが国の徳育は仁義忠孝の道德を教育の基本としなければならず、しかもその道德は孔子に準拠すべきことまでが謳われた。

これ以降、皇国史観のもとで仁義忠孝を修めることが戦前の教育の大前提となり、教育の大黒柱に修身が据えられることになった。

\* 「教学聖旨」から「大旨」の部分引用する。

「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ、然ルニ輓近専ラ智識才芸ノミヲ尚トヒ、文明開化ノ末ニ馳セ、品行ヲ破リ、風俗ヲ傷フ者少ナカラス、然ル所以ノ者ハ、維新ノ始首トシテ陋習ヲ破リ、知識ヲ世界ニ広ムルノ卓見ヲ以テ、一時西洋ノ所長ヲ取り、日新ノ効ヲ奏スト雖トモ、其流弊仁義忠孝ヲ後ニシ、徒ニ洋風是競フニ於テハ、将来ノ恐ルハ所、終ニ君臣父子ノ大義ヲ知ラサルニ至ランモ測ル可カラス、是我邦教学ノ本意ニ非サル也、故ニ自今以往、祖宗ノ訓典ニ基ツキ、専ラ仁義忠孝ヲ明カニシ、道德ノ学ハ孔子ヲ主トシテ、人々誠実品行ヲ尚トヒ、然ル上各科ノ学ハ、其才器ニ隨テ益々長進シ、道德才芸、本末全備シテ、大中至正ノ教学天下ニ布滿セシメハ、我邦独立ノ精神ニ於テ、宇内ニ恥ルヘ無カル可シ、」

### 1.3 教学聖旨から教育勅語へ

- ・「教学聖旨」は「教育勅語」への流れの発端となった。宮内省、文部省はそれぞれ道德教育への取り組みを強めていった。1880年(明治13年)、文部省は改正教育令によって教員試験を厳密にし、教官訓条を定めた。教員の心得を指示し、「孝悌、忠信、禮義、廉耻、報国、…美德ヲ全国学校ノ生徒ノ身心ニ涵養シ忠誠ニ基キテ天皇陛下ヲ尊崇シ国体ヲ尊信シ政治法令ヲ遵守シ…」と謳った
- ・1882年(明治15年)に「軍人勅諭」が發布された。同年、学制規則に関する勅諭で、「従来欧米ニ偏セシ学風ハ亡慮之ヲ洗除シ小学歴史科ニ於テハ我国史ノ外漢洋共ニ用ヒザルガ如キ尤其宜シキヲ得タリ」と指示し、歴史科における国家主義を強めた。
- ・1886年(明治16年)、「聖諭記」なるものが出され、帝国大学における研究教育がやり玉にあげられた。西洋の科学教育のみでは国家の人材を作ることができない、道德の学が主本でなければならぬ、と大学に道德研究を求めた。さらに、和漢学を大学において拡張せよ、現下の文学科の和漢学や哲学は百害あるのみ、と主張し、大学教育に露骨な干渉をかけた。
- ・1889年(明治22年)、大日本帝国憲法が制定された。1890年(明治23年)、「教育勅語」が發布された。

## 2 教育勅語の成立過程

### 2.1 地方長官会議の建議

1890年(明治23年)2月の地方長官会議において、徳育問題に議事が集中。欧米化や欧米かぶれによって日本の将来が危ない、「知育ノ一方ノミ進ミテ道義日ニ衰頽シ後進少年ヲシテ浮薄軽躁ノ風ヲ成サシメ身修ラス識見定マラサル」という意見が多発。

国に対して、徳育の基本方針を立て、道德の教科書を選定すること、倫理修身の時間を拡大すること、徳育を優先させることを建議した。

### 2.2 山県有朋

このような動きに対して、内閣は機敏に対応した。山県有朋は「軍人勅諭」のように勅諭を以て道德の根本を明らかにすることを発議し、井上毅法制局長官に文部省とは別途に徳育の方向を検討させた。また、徳育政策を進めるために芳川頤正文部大臣を更迭し、榎本文部大臣に交代させた。文部省は箴言(勅諭)の起草を中村正直に委嘱した。草案の起草は途中で中村から井上毅に代わり、度重なる改草を経て、簡潔で暗唱に適した表現にまとめあげられた。

## 2.3 宮内省の動き

明治天皇は、仁義忠孝による徳育の根本の明示が必要と強く考えていた。元田永孚枢密顧問官は天皇の信頼厚く、宮内省の立場を代表した。内閣は元田を介さなければ天皇に奏上できないほどであった。

## 2.4 中村草案（第1～第8草案）

・中村正直によって勅語の起草作業が始められた。中村の考え方は、徳徳の本源を天や神儒仏の宗教に求め、西洋徳徳を取り入れることによって普遍的表現をめざした。その内容は次の通り。①忠孝が人倫の元である。②忠孝の根源は天にある。③人間の心には神がある。敬天尊神が正しい心のあり方である。④心は清浄純正でなければならない。⑤忠君愛国。⑥富強の国のためにつくすべし。⑦神儒仏の三道は勸善懲悪を説いている。⑧国の強弱は人民の品行による。

・中村案を井上毅が強烈に批判した。哲学的文言が多く論争の種となる、漢洋折衷的である、否定的文言が多い、心に訴えない等である。井上は、日本の徳徳は皇祖皇宗が立てたものであると考えた。自ら勅語案を起草することを決意。

## 2.5 元田案（第1～第6草案）

天皇の側近として、元田永孚は政府の草案とは別に教育の主旨を書きとどめた。彼は、教育の本源は君臣一体の国体に存するとし、徳徳の基礎として、五倫（君臣、父子、兄弟、夫婦、朋友）三徳（智仁勇）一誠（唯一の皇祖皇宗の道）が徳徳であると説いた。儒教的徳徳による教育の再構築がねらいであった。途中から井上案を受け入れ、それと融合する文案に変更し、井上案に自分の基本見解を盛り込むことを試みた。

## 2.6 井上案（第1～第23案）

井上は、勅語が政治上の文書ではなく、天皇の言葉であり、宗教哲学政治上の争いの種とならないこと、消極的表現を入れないこと、漢学でも洋学でもないことを条件とした。内容は国家主義的であり、儒教徳徳を柱とした。

草案は三つの部分からなり、前文（教育の本源）、中間（修身徳徳の内容）、後文（祖宗の遺訓）に分けられた。表現は天皇の宣告の形をとり、重厚さをもたせた。途中から元田に加筆を求め、以後二人の往復書簡のようにして相互に修正しながら修文していった。

# 3 教育勅語の性格

3.1 勅語の名称は、徳育の主旨（中村）、教育主旨（元田）、徳教ニ関スル勅語・教育之勅諭（元田）など最後まで定まっていなかった。

## 3.2 修身条目

内容となる中間修身条目は五つの柱に分けられ、14の項目からなる。一切の説明を省き、徳目を圧縮した表現に極小化させた。

A：①父母ニ孝ニ、②兄弟ニ友ニ、③夫婦相和シ、④朋友相信シ、⑤恭儉己ヲ持シ、⑥博愛衆ニ及ホシ、

B：⑦學ヲ修メ業ヲ習ヒ、⑧知能ヲ啓發シ、⑨徳器ヲ成就シ、

C：⑩公益ヲ廣メ、⑪世務ヲ開キ、⑫国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ、

D：⑬一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、

E：⑭天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。

\* Aは儒教道徳を中心に人間関係一般を説き、Bは学業の必要、知育による人間形成、Cは公民の心得、憲法による法治主義を説く。Dは山形や軍から陸海軍の必要や国土防衛や東洋情勢に関する記述が要望されたが、時代に左右されない簡潔な表現にしたという。Eは皇国に奉仕することを訴える。

### 3.3 勅語の発布

・1890年（明治23年）8月末に修文完了し、9月下旬内閣に提出、10月24日に裁可された。10月30日「教育勅語」という名称で発布された。「教育勅語」は明治天皇の強い意志と意向のもとで起草されたものであり、文字どおり勅語である。道徳教育のあり方を正すことが発布の核心である。

学校における発布後の具体的扱いについて、文部省は翌10月31日に文部大臣訓示を出し、勅語の徹底を図った。

\* 勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉体シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ会衆シテ勅語ヲ奉読シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告（かいこく：教える）シ生徒ヲシテ夙夜（しゅくや：朝晩）ニ佩服（はいふく：身につける）スル所アラシムヘシ

・文部省は発布に合わせて、勅語衍義の書を発行することとし、井上哲次郎に『教育勅語衍義』を委嘱し、文部大臣の訓示を巻頭に付けて出版した。

・発布直後の1891年に、内村鑑三不敬事件が起きた。その折、井上哲次郎はキリスト教は国体に反すると発言。

## 第3章 「修身」 国定教科書の問題

### 1 国定教科書の誕生

1.1 検定制度が早くも荒廃化し、行き詰まりの様相を呈していた。出版社と検定委員間の醜聞が絶えなかった。1892年（明治25年）の帝国議会衆議院において、検定教科書のなかには教育勅語の趣旨に合わないものがあるとし、「小学校修身科ノ教育タルヤ国家ニ至大ノ関係ヲ有スルモノナルニ由リ其ノ教育ヲ施スニ必要ナル教科書図書ハ国費ヲ以テ完全ナルモノヲ編纂シ其ノ教育ニ欠点ナキヲ期セザルベカラズ」の建議が出された。また、貴族院においては、1896年に修身教科書は国費で編纂すべきであるとの決議がなされていた。

1.2 1900年（明治33年）、文部省に修身教科書調査委員会が設置された。委員会のもとで国定修身教科書の編集作業が進められた。もともと、この教科書は検定制度を破るものではないとの断りがなされていた。「唯一ノ教科書トシテ各学校ニ採用セシメントスルノ意ニアラズ主トシテ之ヲ標準トシテ他ニ模範ヲ占メサントスルニアリ」。これに対し、俗吏が作成する官製の画一的な教育が流布し、良書が排斥されるとの批判があった。

1.3 1901年（明治34年）、衆議院において、すべての小学校教科書を国定にすべきである、の建議が改めて出された。「小学教育ノ国家ニ至大ノ関係ヲ有スルヤ敢テ論ヲ俟タス故ニ現行小学校用図

書審査会ノ制ヲ廃止シ小学校用教科書ハ国費ヲ以テ編纂セラレコトヲ望ム」。そのような折、1902年（明治35年）に教科書疑獄事件が生じ、急遽教科書国定制を実施することになった。

1.4 1903年（明治36年）に小学校令を改正され、小学校教科書の国定制度がスタートした。「小学校ノ教科書ハ文部省ニ於テ著作権ヲ有スルモノタルヘシ」。文部省のなかに、専任の編集官を置き、教科用図書調査委員会を設け、図書局を設置した。翻刻発行権を日本書籍、東京書籍、大阪書籍の三社に許可した。修身、日本歴史、地理、国語（国語読本、書キ方手本）をまず国定化し、次いで算術、図画を加えた。

1.5 翌1904年（明治37年）から第1期国定修身教科書が使用されるようになった。「勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ徳性ヲ涵養シ道德ノ実践ヲ指導シ健全ナル日本国民タルニ必須ナル道德ノ要旨ヲ授クルヲ目的トス」と謳われた。以後、国定修身教科書は、第2期1910年（明治43年）、第3期1918年（大正7年）、第4期1936年（昭和11年）、第5期1941年（昭和16年）と四度の改定が成され、1945年（昭和20年）に「修身」がGHQの指令によって停止されるまで、用いられた。

## 2 第1期修身国定教科書の内容

2.1 第1期国定修身教科書は、「尋常小学修身書1・2・3・4学年」、及び「高等小学修身書1・2・3・4学年」（児童用と教師用との2冊から成る）が作成された。

「高等小学修身書3・4学年」は、「高等小学修身書2学年」までの六カ年の内容をまとめ直し、復習用に体系化するという方式がとられた。また、「尋常小学修身書4学年」及び「高等小学修身書2学年」の巻末には教育勅語が掲げられた。

2.2 全学年をつうじて、内容領域（単元）は、①家庭における心得、②社会における心得、③個人としての心得、④国民としての心得の四領域からなり、それにさらに⑤学校における心得が加えられた。分量はそれまでの検定教科書より減量された。教育勅語に基づきながら、徳目を自由に組み替えた内容になっている。六カ年をつうじて延べ163項目に及び、人間関係のあり方と個人道德に関するものがその大半を占めている。

2.3 家や儒教倫理という封建道德を半減させ、個人道德、人間関係一般をやや重視している。儒教倫理から近代市民倫理に軸足を移したと言える。身分制の人間関係より自己利益観を前面に押し出し、市民的な家庭観、職業観を示すことに意を用いている。また、一定程度の国際的視野を取り入れることを試みている。このような意味で、相対的に安定してきた近代社会的価値意識に対応する新しい道德体系を求めているといえる。

2.4 天皇および国体についての記述は1割程度であるが、その内容は明確に国家主義、天皇制主義の観点に立っている。道德とは無関係な軍事進出を讃える記述が見られることが特徴的である。各学年の教科書に天皇への直接讃美（低学年ではテンノーヘイカ、コーゴーヘイカ）が盛り込まれ、天皇を敬い尊ぶことを至上とする記述が見られる。日本神話、天照大神、日本武尊、神武天皇などの記述が取り上げられるとともに、皇室に関する項目も配置されている。これらをつうじて、忠義忠君の道德が強調されていることが特徴的である。



2.5 その他の各章の本文は、徳目に関するものと、公民的生活に関するものに分けられる。徳目別の記述は、勤勉、忍耐、勇気、正直、博愛、礼儀などとなっており、公民的内容の記述は、納税、選挙、法令規則の遵守、兵役、公益、慈善、衛生、産業、勤労などとなっている。修身には道徳のみならず、公民領域も意図的に組み入れているのである。

2.6 第2学年から第4学年までの尋常小学修身書の内容項目を挙げておく（数字は課の回数、数課にまたがる記述もある）。

[第2学年教科書]

家族・家庭生活に関するもの11、友だちに関するもの6、正直、決まり、約束、言葉遣い、助け合い、生きもの、日の丸、規則、天皇陛下、キグチコヘイ、水雷艇、迷惑、よい子ども

[第3学年教科書]

皇后、忠義、祖先、二宮金次郎4、ネルソン、後光明天皇、日本武尊2、ワシントン、良心、謙遜、柏原益軒2、物を大切に、慈善、召使い、恩返し、親切、吉田松陰、礼儀、預かり物、善隣、世のため、よい日本人

[第4学年教科書]

天照大神、神武天皇、愛国、忠君、楠木正成2、親孝行、兄弟、共同、勤勉、ダッソー、ジェンナー、ソクラテス、健康、義家、迷信、礼儀、悪口、博愛、公益、国民の義務、兵役、教育、議員選挙、法令、万物の長、男女、教育勅語解説および原文  
高等小学修身書の内容を挙げておく。

[第1学年教科書]

天皇、親王、豊臣秀吉4、正直、加藤清正3、上杉鷹山4、礼儀、習慣2、フランクリン4、勤労、コロンブス、ナイチンゲール3、祝日、よき日本人

[第2学年教科書]

家庭、中江藤樹2、朋友、度量、迷信、高田屋嘉兵衛2、自立、解体新書、リンコルン5、明治天皇3、公民、公衆衛生、徳川吉宗、久留米がすり、職業2、国民の義務、よき日本人

2.7 修身教科書に採用された歴史上の人物は、徳川吉宗、二宮金次郎、柏原益軒、吉田松陰、楠木正成、松平定信、加藤清正、上杉鷹山、中江藤樹などであり、彼らは日本道徳の「顔」となった。また外国人では、ワシントン、コロンブス、ナイチンゲール、フランクリン、リンコルン、ジェンナー、ソクラテスなど。

2.8 各学年とも文章は簡潔であり、教師の解説・説話によって補うという方法がとられた。児童用教科書に併せて、教師用修身書が学年ごとに作成されている（分量は児童用の2～3倍ある）。

## 第4章 国定教科書「修身」の展開——第2期から第4期まで

### 1 第2期修身国定教科書(1910年(明治43年)～)の特徴

1.1 国定教科書「修身」の改訂は、時代の変化を受けて全般に国家主義的方向を強めていく。とくに第2期の教科書は第1期教科書に比べ、近代市民倫理の記述が後退し、「忠孝本

位の徳目主義」(海後宗臣)への転換が顕著である。天皇および国体に関する記述が大幅に増加し、西洋の個人主義、合理主義的倫理を排除しようとする傾向が明確に見られる。道徳教育にたいする国家による統制の強化とあいまって、明治40年代に国民道徳論が台頭し国家主義的道徳運動が興ったことを受けていると考えられる。

1.2 日清・日露の戦争を経て、急速に軍国主義への傾斜を強めるなかで、国家主義、とくに家族的国家主義が高唱され、急速に強まった。皇室への崇敬(=忠)と親や祖先への崇敬(=孝)を結びつけた「忠孝一致」の思想が徳育の規準となった。たとえば東久世通禧らによる『小学修身書ニ関スル意見』では、忠孝に関する課が不足していることが批判される。「之ヲ要スルニ各冊ヲ通覧シテ得タルノ感覺ハ社会ニ立チ事業ヲ成功スルニ必要ナル教訓比較的ニ大部分ヲ占メ、皇国臣民ノ血族連綿タル特種固有ナル祖先ニ対シ家国ニ対シ、君臣親子夫婦兄弟等ノ間ニ於ケル義理ヲ示スノ教課ニ於テ尚遺憾アルカ如シ」。

1.3 このような動きに対応して文部省は「尋常小学校修身書編纂趣意書」(1911年明治44年)では、「我が国民道徳ノ枢軸タル忠孝ノ念ヲ涵養スルコトハ旧修身書ニ於テモ大イニ意ヲ用ヒシ所ニシテ、毎卷必ズ皇室ニ關スル御事ヲ掲ゲ、其ノ他「日の丸の旗」「大日本帝国」「祝日祭日」「祖先」ノ事ヲモ適宜ニ配当シタレドモ、今回ノ修正ハ一層其精神ノ養成ニ努メ…」と弁明をしつつも、忠孝の記述拡大を打ち出している。

1.4 第2期の修身教科書では、日露戦争の記述が盛り込まれていることが特徴である。例えば尋常小学校2年(巻2)の第20課「チュウギ」では、

日本ノカンタイハロシヤノグンカンガ出ラレナイヤウニリヨジュンコウノミナトグチニフネヲシヅメマシタ。ソノトキワガグンジンハイノチヲヲシマズイサマシクハタライテチュウギヲツクシマシタ。

と、直接的な戦争の記述に及んでいる。また、高等小学校2年(巻6)教科書の第6課「忠君愛国」では、次のように謳われる。

明治三十七年戦役(日露戦争)は我が大日本帝国が露西亞と戦ひて威名を世界にかがやかしたる大戦争なり。明治三十七年二月宣戦の詔下るや、国民は一に聖旨を奉体して報国の誠を尽さんことを期せり。陸海軍人は寒暑ををかし苦難をしのぎて勇戦し、或は弾雨の中に平然として其の任務を尽し、或は負傷すれども後送せらるることを否みて飽くまで戦場に立たんことを願ひしなど、忠誠勇武なる美談甚だ多し。

国民はいづれも勤儉を事として多大なる戦費を負担し、進んで恤兵事業、軍人家族の救護、戦死者遺族の慰藉等に力を尽したり。特に出征者の妻が心を励まして一家の事に当り、夫をして後顧の憂なからしめ、高き身分の婦人が或は手づから縋帯を製し、或は篤志看護婦となりて救療の事に当りしが如きは、女子として、戦時の務を尽したるものなり。

御製

国を思ふ道に二つはなかりけり 軍のにはに立つも立たぬも

## 2 第3期修身国定教科書(1918年(大正7年)～)の特徴

2.1 第3期はいわゆる大正デモクラシー期に当たり、民主主義的な思想の流入と定着にたいして、政府は国体を揺るがすような影響が生じることを懸念し、それらに対抗するために、国体精神をより強固にする必要性を感じたと考えられる。1917年（大正6年）の臨時教育会議において、「外来ノ悪影響ヲ予防シ飽クマデ尊厳ナル国体ヲ維持シ（中略）殊ニ近時内外ノ情勢ヲ顧ミルトキハ一層国民道徳ノ徹底ヲ図ルノ必要性アル」という答申がなされた。

他方で、第2期修身教科書から削除された課の大部分は国家主義や家族主義に関するもの、あるいは儒教主義的倫理を説くものであり、新たに加えられた課は公民的、社会的、自主的なもの、あるいは国際協調を説くものであったことは、時代の推移を一定程度受け入れ、第二期国定教科書の過度な国家主義を是正しようとしたことを示している。

2.2 憲法に関する叙述が高等小学校2年（巻6）の第17課で加えられた。

人が国体をなして生活するには、誰も守らなければならない規則が必要です。もしかやうな規則がなく、めいめい勝手気ままなことをしたら、とても一しょに生活することは出来ません。それで国のような団体では、特に規則が必要です。国の規則はすなはち法令であつて、国民はこれによつて保護され、社会はこれによつて安寧秩序を保たれるのです。国民がもし法令を重んじなかつたら、国は秩序がみだれてその存立を全うすることが出来ません。

我が大日本帝国憲法は、天皇がこれに依つて我が国をお治めになる大法で、したがつて法令の本になる最も大切な規則です。明治天皇は皇祖皇宗の御遺訓に基づかれて、国の繁栄と国民の幸福とをお望みになる大御心から、君臣共に永遠にしたがふべきこの大法を御制定になり、明治二十二年の紀元節の日に御發布になりました。

2.3 高等小学校2年（巻6）第18課 国民の務（其の一）において徴兵制をことさら取り上げて説明していることは注目される。

今日文明諸国は、みな協同して、戦争を避け平和を保つために、出来る限りの力を尽しています。しかし、世界にたくさんある国と国との間には、いろいろの原因からいつ戦争が始まらないとも限りません。それで、もし我が国にも禍が及んで、国の安危に関するやうなことが起つたら一大事です。それ故に、我等が一致して我が国の防衛に心を用ひ、その安全をはかるのは最も必要なことです。（中略）

我が国民中、満十七歳から満四十歳までの男子は、皆兵役に服する義務があります。兵役に服して国の防衛に当たる事は、我等国民の最も大切な義務であると共に、また大きな名誉であります。

2.4 教育現場や民間において、修身教育の改革運動が盛んとなり、独自の教材内容を編成し教授方法を工夫しようとする多彩な展開が見られるようになった。合科学習主義、自学主義、自由主義の教育論など、この時代は教育改革にたいする試みがいちばん活発な時期であったが、修身においても教育創造の試みが見られた。

他方で、大正新教育という児童中心の教育実践や思想も天皇求心的な道徳観、忠孝主義の枠を越えるものではなかった。大局的にみれば忠孝を一体とした家族国家観に基づく教育勅語の価値体系を、より自発的に修得するための教授法上の改良であったといえる。

### 3 第4期修身国定教科書(1933年(昭和8年)～)の特徴

3.1 1931年(昭和6年)の満州事変の勃発を契機として、日本の教育は戦争の影響を有形無形に受けるようになった。さらに、1937年(昭和12年)の盧溝橋事件によって日中戦争が始まり、日本は戦争時代を迎えた。教育が戦争への国家総動員体制に巻き込まれたのである。1938年(昭和13年)の「国家総動員法」の制定によって、政府が総力戦遂行のための人的・物的資源を統制するようになると、教育行政も政府の政策に対応して「超国家主義に立つ準戦時体制」(海後宗臣)に転じた。

3.2 国体論という名の思想統制が戦争へと突き進む時代状況のなかで熾烈をきわめるようになった。国民統合原理としての皇国と皇国民の観念を核とする国体論が絶対化されるなかで、国体に反すると認められる思想や宗教、文化や社会運動に対する弾圧が激しくなった。1933年(昭和8年)に京都帝国大学で「瀧川事件」が起こるや政府は思想統制に乗り出した。1935年(昭和10年)には東京帝国大学教授であった美濃部達吉の「天皇機関説」が槍玉に挙げられた。思想弾圧はマルクス主義ばかりでなく、自由主義にまで及んだ。

3.3 1935年(昭和10年)8月に、政府は布令「国体明徴ニ関スル件」を発し、天皇の統治する国家であることをことさらに謳い上げた。国体論が国家主義の推進にとっての思想的要であり生命線であることがよく分かる。

我が国体ハ天孫降臨ノ際下シ賜ヘル御神勅ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、万世一系ノ天皇国ヲ統治シ給ヒ、<sup>ほうそ</sup>宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ。

3.4 このような趨勢のなかで、第4期修身教科書編集の一般方針が明確に「国家総動員」の方向をめざすことに置かれたことは当然であろう。

本書ハ児童ノ生活ニ留意セルノミナラズ、我が国現代ノ社会生活ニツキテモ深く考慮セル所アリ。蓋シ現代生活ノ要求ハ、億兆一心ノ共同生活ヲ全ウスルニアリ。是ヲ以テ心得ヲ授ケ実践ヲ導クニ、共同生活観念ヲ基調トスル点ニ意ヲ用ヒタリ。

また、装丁はこれまでの表紙の墨色黒枠の暗いものから、うす青色に花模様をちらした教科書となった。また「巻三」まで初めて色刷りの挿絵が用いられるようになった。

3.5 尋常小学校二年「巻2」の第21課では、「テンノウヘイカ」について次の記述が見られる。

テンノウヘイカハ、ワガ大日本テイコクヲオヨサメニナル、タットイオンカタデアラセラレマス。テンノウヘイカハ、ツネニ、シンミンヲ、子ノヤウニオイツクシミニナッテイラッシュアイマス。私タチガ、大日本テイコクノシンミント生マレテ、カヤウニアリガタイオンカタヲイタイテイルコトハ、コノ上モナイシアハセデゴザイマス。

3.6 高等小学校二年「巻6」の第16課では、「国交」について次のように記される。中国への侵略が国家の軸足であることを、修身教育で取り上げたのである。

我が国は、世界の平和を勧め文明の発達をはかることを、国交の方針として居ります。(中略) 満州國の成立した時、東亜の平和を保つ方法について連盟と意見を異にしたために、昭和八年遂に連盟を離れることになりました。其の時、天皇陛下は詔書を下し賜

はり、其の中に、我が国の信ずるところに従つて、国際平和を確立しようと仰せられてあります。国際平和を確立するには、我が国としては、先づ東亜の安定を保つことが大切です。それで、我が国は満州国と条約を結んで、隣土のよしみをいつまでも固くし、両国協同して国家の防衛に当ることを約しました。さうして支那とも和親を進め、互いに協力して東亜の安定を保ち、共栄の実を擧げることにつとめて居ります。かやうにして始めて世界の平和を確立することが出来るのです。

3.7 総じて、第4期修身教科書は国家主義的あるいは家族主義的な道徳をより明確にし、「国体の明徴」の思想に基づき、「臣民の道」を体系化しようとしたところに特徴がある。「神国日本」の思想を強く押し出し、軍国主義的な修身教育に転換したといえる。忠孝の道徳から軍国の道徳へと「進化」したのである。

他方で、第4期の修身教科書には、児童の生活や発達段階を重視する新教育思想への対応が見られる。教育方法上の新教育への配慮と忠孝一本、祖先崇拜、国家家族観を結合しようとする見識が伺える。

## 4 「修身」教育の実際

4.1 丸山真男は『日本の思想』（1961年、岩波新書）において、伊藤博文が枢密院の帝国憲法審議で述べた「今憲法ノ制定セサルニ方テハ先ツ我国ノ基軸ヲ求メ、我国ノ基軸ハ何ナリヤト云ウコトヲ確定セサルヘカラズ」という言葉を引いて、「新しい国家体制には、「将来如何の事変に遭遇するも…上元首の位を保ち、決して主権の民衆に移らざる」ための政治的保証に加えて、ヨーロッパ文化千年にわたる「基軸」をなして来たキリスト教の精神的代用品をも兼ねるといふ巨大な使命が託されたわけである。このことが日本の「近代」にとってどんなに深い運命的な意味をもったかは、…この問題に触れないで近代日本の精神史的なパターンを語るわけにゆかない。」と述べている。

世界に独存の「国体」を創出し死守することが近代日本の使命だったわけである。もっともその「国体」が何であるかは、自明であったにもかかわらず「茫洋とした厚い雲層に幾重にもつつまれ、容易にその核心を露さない」（たとえば、修身教科書の皇大神宮内宮図がこれを象徴している。写真は正殿に上がる石段と板垣が写され、本体がその奥に隠されている）。「国体」が明徴にされるのは、戦争がいよいよ総力戦になったときである。教育勅語と修身が最終目標とするものは、この「国体」を児童生徒の意識の奥底にまで浸透させることであったといつて過言ではない。

4.2 第1期から第4期までの修身教科書の流れは、孝（儒教的価値観）から忠君（家族国家主義）へ、そして超国家主義（国粹主義）への推移と見ることができる（孝が忠に呑み込まれていく過程）。しかし、そこにはつねに近代国家倫理と天皇制国民意識の二重の浸透と定着の試みが保たれていた。近代的性格と前近代的性格とが交互に絡み合つて「教科書の歴史という一本の大綱があざなわれて」（唐沢富太郎）おり、二重性が打ち消されることはどこまでもなかった。列強に仲間入りしようという戦前の日本にあっては前近代的な国家主義だけでは立ち行かなかったのである。

転機となったのは日露戦争の勝利であった。ところが、この勝利は日本を近代国家の倫理に導くのではなく、超国家主義に傾倒させる機縁となった。国家が国威発揚という狂気にひた走りし出したのである。日露戦争の決定的影響のもとに、国粹主義思想の側から第1期の国定教科書に見られる近代主義的傾向が厳しく批判され、第2期以降の教科書が顕著に国家主義の側に傾くこととなった。

4.3 修身教科書の編成は、教育勅語で示された徳目を所与の抽象的規範概念として提示し、それに応ずる格言や例話で各課の教材を構成し、同じ徳目を毎学年反復学習させることを方法としている。これは修身が教育勅語にしたがう以上当然のことであった。

徳目基本主義と人物基本主義は、明治初期の修身教授において大きな争点であったが、教育勅語をきっかけに徳目基本主義が採られるようになり、人物の例話も徳目に対応したものとなった。これにたいしてヘルバルト主義の研究者の側からは、児童の興味を喚起するべく人物の伝記を中心とした人物主義が主張され、他方で国体論者からは、忠孝主義の徳目がなお軽視されているという非難がだされ、以降の教科書の改訂は両者の間を揺れ動いたものと思われる。

4.4 修身教授を誰が担当するかがいつも問題であった。多くの教師は修身担当を避けようとし、校長による授業が一般的となった。担任が修身の受持ちを厭う理由には、(1)修身教授に必要とされる人格面への不安、および準備の煩わしさ、(2)初等教員養成課程における修身教授の不十分さ、(3)教員検定試験受験者の修身科学習の不十分さが指摘されている(山本正美「修身教育の実像とその問題」、2014)。

ある少女の修身授業にたいする感想文。

何時も校長先生はにこにこしながら、修身を教へて下さる。その時の私のうれしさ満面に笑をたたへながら質問する。それなので自然に修身が好きになつて来て、先生が次から次へと話して下さるのが面白く、うれしくなり、「自分も早く大きくなつて、一人前の務を成就して、たつた一人しかいない父様を安心させて上げたい」と思ふ心が何時も修身の時間にあふれるのです。之も校長先生のおかげです。

4.5 朝鮮や台湾等の植民地においても同化教育の核として修身教育が行われた。台湾では、台湾総督府が修身書を発行したが、内地の修身教科書とほぼ同等の内容であった。総督府教科書は「同化教育」の中心の役割をはたし、台湾の実情が加味されたが、とくに従順の徳目が強調された。

## 第5章 戦争時代の「修身」

### ——第5期教科書、および国体の本義、臣民の道について

#### 1 国民科の創設

1.1 1941年(昭和16年)に「国民学校令」が公布され、4月1日にはそれまでの尋常小

学校が廃止され、新たに国民学校が発足した（初等国民学校 6 年／高等国民学校 2 年）。国民学校は、「国体の精華を明にし、国民精神を涵養し、皇国の使命を自覚せしめる」ことを基本理念とし、すでに戦時体制となっていた国家のもとで、児童生徒を皇国の臣民＝兵士として育成することに邁進することをすべての課題としている。

「国民学校令」第 1 条では、国民学校は次のように規定された。

国民学校ハ皇国ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ国民ノ基礎的錬成ヲ為スヲ以テ目的トス。

「国民学校令施行規則」では国民科は次のように謳われている。

我ガ国文化ノ特質ヲ明ナラシムルト共ニ東亜世界ノ大勢ニ付テ知ラシメ皇国ノ地位ト使命トノ自覚ニ導キ大国民タルノ資質ヲ啓発スルニカムベシ。

また、「文部省訓令」第 9 号では、国民学校が皇国民の錬成を主眼とし、知徳相即心身一体の修練道場たるべきことを求めている。

現下未曾有ノ時局ニ際会シ庶政ヲ一新シテ国家総力ノ發揮ヲ必要トスルノ秋マニ当リ教育ノ内容及制度ヲ検討シテ其ノ体制ヲ新ナラシメ国本ヲ不拔ニ培フ。

## 1.2 国民科について

国民学校では、それまでの教科を統合し、国民科、理数科、体練科、芸能科の四教科に大別した。国民科は、それまでの修身と国語を統合し、初等科 4 年はそれに「郷土の観察」（地理歴史を合わせたもの）を加え、初等科 5 年以上には地理、歴史が加えられた統合的教科である。新たに発足した国民学校の理念を具体化するために編成され、現下の戦時体制のもとで国民精神（臣民意識）を高揚させるために設けられた教科であった。

国民学校令施行規則では、国民科の目的を次のように規定している。

国民科ハ我ガ国ノ道徳・言語・歴史・国土国勢等ニツキテ習得セシメ特ニ国体ノ精華ヲ明ニシ国民精神ヲ涵養シ皇国ノ使命ヲ自覚セシムルヲ以テ要旨トス。

皇国ニ生マレタル喜ヲ感ゼシメ敬神、奉公ノ真義ヲ体得セシムベシ。我ガ国ノ歴史、国土ガ優秀ナル国民性ヲ育成シタル所以ヲ知ラシムルト共ニ我ガ国文化ノ特質ヲ明ニシテ其ノ創造発展ニカムルノ精神ヲ養フベシ。

また、「国民学校国民科修身教科書編纂方針」では、国民科の目的は次のように説かれている。

天壤無窮ノ皇位ヲ中心トシ奉リ、一君万民、君民一体ノ国家活動ニ対スル信念、無限ノ努力ニ基ヅク卓越シタ国民文化ノ創造ニ対スル信念ヲ獲得サセルコト。

## 2 第 5 期修身国定教科書（1941 年（昭和 16 年）～）について

2.1 「皇国臣民としての道徳」としての性格を極端に進めた。修身教科書は「国家主義精神の聖典にもあたる性格」（海後宗臣）が与えられ、「皇国ノ道義的使命ヲ自覚セシムル」ことが修身の最終目的とされた。教育勅語を徹底することを宗として、天皇への忠誠を柱とし、その周りに諸徳の修練を置いた。「孝も友も和も信も恭謙も博愛も、その朝宗するところは忠であり、天皇を中心とし奉ることによって天壤無窮の皇運を扶翼」することが修身の根本だと説いた。

身命をなげうって、皇国のために奮闘努力しようとするこのををしさこそ、いちばん大切なものであります。

私たちは清く、明かるく、公明正大でなければなりません。男は、正しくたくましく、女は、すなほで強くあってこそ、日本の国はいよいよよさかえて行くことができるのであります。

日々の心がまへが、そのまま大きくなっての心がまへとなります。このやうな心がまへで進む時、新しい世界は私たちの手でできあがるのであります。私たちこそ、といふ意気ごみを以てのぞむとき、大東亜の建設はみごとになしとげられ、正しい世界が開けてきます。

今、はっきりと私たちの果たさなければならない使命についてわきまへ、それを果たすことのできる日本人となるやうつとめませう。(初等科修身二 四年生教科書)

## 2.2 修身教授に重点5項目を設定した。

- ① 祭祀の意義を明らかにし、敬神の念を涵養すること。天皇と神国の教育。
- ② 国体と国防の意義を明らかにすること。
- ③ 婦徳の涵養に留意すること。日本婦道の精髓である貞淑和順と武士道的烈女の精神を涵養する。
- ④ 礼儀の精神を涵養すること。礼の精神を身につけ礼法を実践する。礼は天皇に対し奉る至誠の心である。
- ⑤ 躰および習慣形成を重んじること。

## 2.3 修身教育の段階を次の四つの時期に分けた。道徳の発達段階論を取り入れて修身を編成し直したものと思われる。

第一期 初等科1・2学年は躰と情意的錬成が中心とされた。皇国の道に随順する心を養う。教科書は「ヨイコドモ 上/下」とした。児童の生活記録という視点をとり、行為の主体を「ワタクシ」で統一。「ヨイコドモ」は全課見開きであり、色刷りの挿絵が引き継がれた。口絵は上が宮城の写真、下が神武天皇図。上では「テンチョウセツ」、下では「キゲン節」を学ぶことが強調された。

第二期 初等科3学年は、理知的方面が芽生える過渡期と位置づけられた。巻頭に教育勅語が掲載された。肇国(ちょうこく)神話が重視されている。他方で、季節の変遷に気づかせるための教材や、生活記録の観点が取り入れられている。口絵は皇大神宮。

第三期 初等科4・5・6学年用。巻頭に教育勅語と「青少年学徒に賜はりたる勅語」が掲載される。教育勅語の徳目にしたがつた教材が排列されるとともに、それらの徳目を生活実践の観点から再編成するという方向が重視されている。

第四期 高等科1・2学年用。高等科の修身教科書を男子用と女子用に分けた。実際に発行されたのは1学年用のみであった。巻頭に二つの勅語に加えて、「神勅」、「軍人勅諭」、「宣戦の詔書」が掲げられた。男子用教科書には「武人として戦場の華と散ることは、この上ない榮譽といはなければならない」、女子用教科書には「銃後を護る皇国女子の覚悟も、またここになくてはなりません」と銘記された。

## 2.4 初等科1・2年の教科書「ヨイコドモ」は、生活のけじめや規律の習得に重点が置かれている。また、季節に沿った内容の工夫が見られ、五月ノセック、目ダカスクヒ、ヤナキニ蛙、アラシノ日、エンソク、稲カリなどというように、季節の移り変わりに対応した展開になっている。それらの課の間に儀式や忠義に関する課が差しはさまれている。サイ



ケイレイ（天長節）、兵タイサンへ、メイヂセツ、天皇陛下、キゲン節、日本ノ國など。

## 2.5 初等科修身教科書「一」～「四」について

初等科3年生から修身教科書が用いられる。3年次から6年次までの4年間をかけて系統的反復的に勅語の徳目を学ぶように編成されている。

・各学年における特徴的な課の文章を見てみよう。

### 初等科修身一（3年次） 「日本の子ども」

世界に、國はたくさんありますが、神様の御すぢをおうけになった天皇陛下が、おをさめになり、かぎりなくさかえて行く國は、日本のほかにはありません。いま日本は、遠い昔、神様が國をおはじめになった時の大きなみ心にしたがって、世界の人々を正しくみちびこうとしてゐます。

私たちのおとうさん、にいさん、をぢさんなどが、みんな勇ましくたたかってみられます。戦場に出ない人も、みんな力をあはせ、心を一つにして、國をまもらなければならぬ時です。

正しいことのおこなはれるやうにするのが、日本人のつとめであります。私たちは、神様のみをしへにしたがって、世界の人々がしあはせになるやうに、しなければなりません。

### 初等科修身二（4年次） 「大陸と私たち」

満州国のおとなりは支那です。

支那は、日本の十五倍もある大きな國です。日本では見ることのできない、広々とした畠や、大きな川がいくらかもあります。こんな広い土地に生まれ育った支那の子どもは、心持ちもいつのまにか大きくなってゆったりしています。

日本と支那とは、昔からゆききして、手をとりあつて来ました。

今、日本は、大陸から南方にかけて東亜を新しく立てなほすために、勇ましく戦ひもし、またあたたかくみちびきもしてゐますが、いっしょに楽しく働くことができる日の来るのを、願はずにはゐられません。

私たちのお父さんや、にいさんは、大陸から南方にかけて出かけ、命がけの働きをしています。この仕事は、大きな大きな仕事で、長い年月がかかります。やがて、私たちが代つて大陸へ渡り、後をひきついで働く日がまゐるでしょう。

その時のお役に立つやうに、今から丈夫なからだ、ゆたかな心とをやしなっておかなければなりません。

### 初等科修身三（5年次） 「皇大神宮」

皇祖天照大神をおまつり申してある皇大神宮は、伊勢の宇治山田市にあります。神域は五十鈴川の流れに沿ひ、まことにかうがうしくて、ひとたびここにおまゐりするとだれでも、おのづと心の底まで清められるやうな気がします。

天皇陛下は皇族の方を祭主にお命じになって、皇大神宮をおまつりになります。また毎年の祈年祭や神嘗祭や新嘗祭には、勅使をお立てになって、幣帛をお供へになります。勅使をお立てになる時には、陛下はご自身でお供へものをおあらためになって、御祭文をお授けになり、勅使が御殿をさがるまでは入御になりません。

### 初等科修身四（6年次） 「戦勝祝賀の日」

大元帥陛下には、馬上御ゆたかに、今しづしづと側近のかたがたをおしたがへになって、出御あらせられます。さうして橋の上で御馬首を広場の赤子へお向けになりました。

御稜威さんとしてかがやく大元帥陛下は、今ここにあらせられる。たとへやうのない感動に、胸はひきしまり、思はずかうべが低くたれます。

ああ、この時、指揮者はみなくても心は一つ。おのづから、寶祚の無窮を祈る万歳の奉唱がわき起りました。広場に寄せてはかへす赤子の波。その波は、かへすまもなく、まごころこめてうち続きます。

天皇陛下万歳。万歳。

しばらくしづまりかへったかと思ふまに、この声がおごそかな「君が代」の奉唱にかはりました。

・修身二では「教育勅語」が冒頭に掲載され、修身三および修身四では「教育勅語」と「青少年学徒ニ賜リタル勅語」が掲載された。

・各巻の導入部の三つの課の配列を見てみよう。国家と家（祖先）を最初に持ってきていることがわかる。

修身一 第1課み國のはじめ 第2課春 第3課日本の子ども

修身二 第1課春から夏へ 第2課君が代 第3課靖国神社

修身三 第1課大日本（御稜威） 第2課佐久間艇長の遺言 第3課近江聖人（中江藤樹）

修身四 第1課大御心の奉体（教育勅語解説） 第2課私たちの家 第3課青少年学徒の御親閲

・各巻で取り上げられた歴史上の人物を列挙してみる。

修身一 二宮金次郎 楠木正成 円山応挙、

修身二 能久親王 北畠親房 野口英世 山田長政 鹿持雅澄 乃木大将

修身三 中江藤樹 勝安芳 間宮林藏

修身四 吉田松陰 野村望東尼 岩谷九十老 本居宣長 太田恭三郎 高田屋嘉兵衛 鐵眼

・天皇および神話に関する記述と軍人、戦記に関する記述が顕著である。

天皇、神話 明治天皇の御徳 皇后陛下 皇室 よもの海（八紘一宇） 大嘗祭の御儀 大神のお使（出雲國譲り） 靖国神社 皇大神宮

戦記関係 能久親王（台湾出兵） 大陸と私たち（満州国） 佐久間艇長（潜水艦沈没事件） 橘中佐（日清戦争） 加藤建夫少将（ビルマ戦） 特別攻撃隊（真珠湾攻撃） 北満の露（捕虜の死） 国民皆兵 戦勝祝賀の日（シンガポール要塞陥落）

## 2.6 高等科修身教科書について

戦時下の精神教育の柱として忠君報国、質実剛健の精神を説いた。天壤無窮の神勅、軍人勅諭、教育勅語、青少年学徒ニ賜リタル勅語、米国及英国ニ対スル宣戦ノ詔書を巻頭に掲げて、戦時一色の観がある。まさしく戦時国家主義の精神を注入する教科書となった。実際は修身時間の半分くらいはこれらの文書を読むのに用いられたのではなかったのでは

ないだろうか。なお、「高等科修身二」は発行されることがなかった。

教科書は「男子用」と「女子用」に分けられ、大半は同一であるが、十五の課のうち三つの課が差し替えられている。共通の課は、「我心を去る」、「みくにまなび」、「勤労の心」、「新しい経済」、「食糧の増産」、「至誠」、「科学と国民生活」などであり、「男子用」教科書のみに見られる課は、「勇氣」、「古武士の覚悟」、「皇国の使命」である。全般に軍人勅諭の精神が重んじられ、壮烈な最期を遂げること、「葉隠」における死の覚悟、皇国の使命に生きることなどが説かれている。・「女子用」：「しうと」、「貞操」、「皇国の女子」の課が課せられ、嫁としての精神、嫁した夫に生涯尽くすこと、銃後の守りを堅くすることが説かれた。「女子用」教科書のみに見られる課は、「しうと」、「貞操」、「皇国の女子」の三である。嫁としての精神、嫁した夫に生涯尽くすこと、および銃後の守りを堅くすることが説かれた。

#### 男子用教科書「皇国の使命」(部分)

私どもは、ここにはっきりと思ひを定め、我執を去り、利益を追ひ求める考えを捨てて、ひたすら大政を翼賛し奉らなければならない。それがそのまま、この大戦争に勝ち抜いて、大東亜の建設を成し遂げるゆゑの道である。…

しかも、私どもにとって一番大切なのは、国民精神をさかんにするることである。国民総べてが尽忠報国の赤誠に燃えて、ご奉公の実を挙げなければならない。敵に皮を切らせてその肉を刺し、肉を切らせてその骨を断つとは、わが国古来の教へである。

戦争が、どんなに長期にわたろうとも、私どもは覚悟をしっかりと固め、不撓不屈の精神に生き抜かなければ、大東亜の建設は、到底望むことができない。

#### 女子用教科書「貞操」

男女が結婚して、嫁が夫の家に入った上は、夫婦として相愛するとともに、互いに敬意を失はず、喜びも悲しみも共にして、一生変らない心がけがなくてはなりません。妻となつては、夫が病弱や貧困におちいつたりしたからと言って、それを捨て去るやうでは、日本古来の尊い婦徳をそこなふこととなります。貞操は、実に女子の生命であります。それ故、私どもは死を賭しても、貞操を守らなければなりません。たとへ、どのやうに才能がすぐれ、容色が秀でてゐても、この根本に欠けるところがあつては、女子としてのねうちがないのです。心の美は、形の美の比ではありません。女子の身を誤るのは、安逸を願ひ虚栄を求めることに起る場合が少なくありません。随つて、私どもは、常に自重して誘惑に打ち勝ち、貞操を全うする覚悟が大切であります。

### 3 『国体の本義』について

3.1 1933年、京大法学部教授滝川幸辰を思想攻撃した滝川事件が起こり、1935年には東大法学部教授美濃部達吉の著作を発禁処分するという事件が続いた(天皇機関説事件)。

これら思想弾圧の流れに対応して、1935年に国体明徴訓令が出された。「苟も国体の本義に疑念を生ぜしむるが如き言説は厳に之を戒め常に其の精華の発揚を念とす」と謳われ、国体の絶対性に触れる一切の議論が遮断された。また、訓令に併せて、教学刷新評議会が設置された。評議会は国体・日本精神は天祖の神勅であり、歴代の詔および教育勅語を基本としたものであると答申した。

3.2 この訓令にもとづいて、皇国を神聖視、絶対視する国体明徴運動が強力に進められた。その推進力になったのは国体に関する二つの文書である。1937年文部省思想局から『国体の本義』が、1941年に『臣民の道』が出版された。これらの書は、「青少年学徒に賜りたる勅語」とともに、とくに中学生から大学生に至る青少年期の学生たちに決定的な影響を与えた。それらは、いわば修身教育の延長にあり、その仕上げとなる書であった。

また、1937年に教育審議会が設置され、「教育の分野における総力戦体制への準備」のための方策が審議された。

3.3 『国体の本義』は総力戦に向って国民を総動員するための錦の御旗となった。その根本精神は国体の絶対的な神聖性のもとに国民精神を鼓舞し統合することにあつた。『本義』は、個人主義的な人間観と民主主義的国家観を拒否し、我が国に固有の国体と道（種の論理）があることを説き、天皇に絶対随順することを求めた。

こゝに世界無比の我が国体があるのであつて、我が臣民のすべての道はこの国体を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。我が国は、天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と流動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉体することは、我等の歴史的生命を今に生かす所以であり、こゝに国民のすべての道徳の根源がある。

3.4 『国体の本義』は、「国体を明徴にし、国民精神を涵養振作すべき刻下の急務に応える」ための駆動輪の役割をはたした。「教育勅語」とともに、戦前の日本の国家主義道徳の要となる文書である。国体の規定から始まり、国体のもとでの国民生活の要所を説く展開になっている。その構成は次の通り。

#### 第一 大日本国体

一、肇国 二、聖徳 三、臣節 四、和と「まこと」

#### 第二 国史における国体の顕現

一、国史を一貫する精神 二、国土と国民生活 三、国民性 四 祭祀と道徳 五、国民文化 六、政治・経済・軍事

### 3.5 『国体の本義』の論点について

#### ・国体

「大日本帝国は万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ」という国体がわが国の基本であるばかりでなく、西洋思想の行き詰まりを克服するという世界史的使命をもっていることを説く。「今日我が国民の思想の相克、生活の動揺、文化の混乱は、我等国民がよく西洋思想の本質を徹見すると共に、真に我が国体の本義を体得することによってのみ解決せられる。而してこのことは、独り我が国のためのみならず、今や個人主義の行詰まりに於てその打開に苦しむ世界人類のためでなければならぬ。」

#### ・国体としての天皇制

国体を本とすることによって忠孝の道が生まれる。忠孝の道とは、天皇に忠義をつくすことである。「我が臣民のすべての道はこの国体を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。我が国は、天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と流動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。そ

れ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉体することは、我等の歴史的生命を今に生かす所以であり、こゝに国民のすべての道德の根源がある。」

### ・御稜威の道：

ひたすら天皇に奉仕し、天皇のために身命を捧げることは、自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大いなる御稜威（御威光）に生きることだと教えた。

### ・家と国家

国民生活の単位を個人にではなく、家においた。その家は家族という平面的関係ではなく、親子の関係、とりわけ「家長の下に渾然融合したものが、即ち我が国の家である」とされた。「家は固より利益を本として集つた団体でもなく、又個人的相対的の愛などが本となつてつくられたものでもない。生み生まれるといふ自然の関係を本とし、敬慕と慈愛とを中心とするのであつて、すべての人が、先づその生まれ落ちると共に一切の運命を託するところである。」

### ・忠孝一本

「忠孝一本の大道は、これらの国家生活・国民生活のあらゆる實際的方面に於て顕現しなければならぬ」と説かれた。忠孝一本は国民道德だけではなく、「広く政治・経済・産業等のあらゆる部門の根柢をなしてある。」

### ・個人主義の排除

忠孝一本の立場から、徹底して個人主義の排除が説かれた。「人が自己を中心とする場合には、没我献身の心は失はれる。個人本位の世界に於ては、自然に我を主として他を従とし、利を先にして奉仕を後にする心が生ずる」ゆえに、個人主義は反道德的なのである。個人主義は「西洋諸国の国民性・国家生活を形造る根本思想」であるから、これを排して「清き明き直き心」をもたなければならぬと説かれた。「我が国は肇国以来、清き明き直き心を基として発展して来たのであつて、我が国語・風俗・習慣等も、すべてこゝにその本源を見出すことが出来る。」

### ・個人主義教育の排除

「我が国の教育は、明治天皇が「教育ニ関スル勅語」に訓へ給うた如く、一に我が国体に則とり、肇国の御精神を奉体して、皇運を扶翼するをその精神とする」と謳われた。教育においても個人主義が徹底して排撃された。「個人主義教育学の唱へる自我の実現、人格の完成といふが如き、単なる個人の発展完成のみを目的とするもの」や「個人の創造性の涵養、個性の開發等を事とする教育」は、個人に偏し個人の恣意に流れ、ひいては自由放任の教育に陥り、我が国教育の本質を損なうものとして批判された。

### ・共産主義と天皇機関説

明治以来、西洋の思想や学術理論をそのまま踏襲してきたことにわが国の種々の困難な問題が発生した理由があるという。また、西洋思想の影響を受けた知識階級と一般民衆との間に大きな思想的懸隔があるともいう。西洋思想の悪弊はとくに共産主義運動や天皇機関説の問題などに表れ、「今や共産主義は衰頹し、機関説が打破せられたやうに見えても、

それはまだ決して根本的に解決せられてはみない」という。そして、思想上の急務として「各方面に於ける西洋思想の本質の究明とその国体による醇化」を呼びかけたのである。この規定が特高等による学術思想弾圧の根拠となった。

#### ・民主主義・自由主義

個人主義的人生観が西洋近代文化の根本にあり、そこから西洋のあらゆる国家学説・政治思想が生まれ、とりわけ民主主義・社会主義・共産主義・無政府主義等の誤った思想が生まれたと断じる。これらは「国家を以て、個人を生み、個人を超えた主体的な存在とせず、個人の利益保護、幸福増進の手段と考へ、自由・平等・独立の個人を中心とする生活原理の表現となつた」という。そしてここに「恣な自由解放のみを求め、奉仕といふ道徳的自由を忘れた謬れる自由主義や民主主義が発生した」というのである。

自由主義・民主主義・国際主義を正面から拒否し否定した突出した規定である。

#### ・普遍的教育の否定

教育についても個人主義を悪の根源とする考え方は変わらない。「明治維新以後、我が国は進歩した欧米諸国の教育を参酌して、教育制度・教授内容等の整備に努め、又自然科学はもとより精神諸科学の方面に於ても大いに西洋の学術を輸入し、以て我が国学問の進歩と国民教育の普及とを図つて来た」ことを認めながら、「個人主義思想の浸潤によつて、学問も教育も動もすれば普遍的真理といふが如き、抽象的なもののみを目標として、理智のみの世界、歴史と具体的生活とを離れた世界に趨らんとし、智育も徳育も知らず識らず抽象化せられた人間の自由、個人の完成を目的とする傾向を生ずるに至つた」という。そしてそこから学問・教育が、分化し専門化して綜合統一を欠き、具体性を失うようになったという。そしてこの誤った方向を是正するには、「国体の真義を明らかにし、個人主義思想と抽象的思考との清算に努力する」ことが寛容だと説いた。

## 4 『臣民の道』について

4.1 『臣民の道』は、1941年7月に文部省教学局から出版された。八紘一宇の思想を掲げ、大東亜共栄圏を主張し、ドイツ・イタリアの全体主義・民族主義を受け入れ、国防国家体制の確立を激しい口調で呼びかける、という文字どおり戦時下における忠君愛国の檄の書である。

### 4.2 『臣民の道』の内容

#### ・挙国体制

「満州事変」、「支那事変」から始まる日中戦争が熾烈化するなかで、「国民生活の全般に亘って、国体の本義、皇国臣民としての自覚」を徹底させることが目的である。そのためには「欧米思想の弊」を払拭し、「国家奉仕を第一義とする皇国臣民の道を昂揚実践すること」が当面の急務であると説いた。

#### ・新しい民族主義・全体主義

ナチス主義・ファッショ主義をとくに取り上げ、それらを「新しい民族主義・全体主義の原理」と持ち上げ、個人主義・自由主義等の弊を打開する思想として高く評価した。

### ・「満州事変・支那事変」

「満州事変」を「悠遠にして崇高なる我が肇国の精神の顕現であり、世界史的使命の基づく国家的生命の已むに已まれぬ発動」と高唱した。そして「満州国は王道楽土・民族協和を理想として逐年迅速かつ健全に生長を続け、日満一体の実愈々鞏固なるものがある」と讃えた。

「支那事変」は東亜の新秩序を建設するための「聖業」であり、「支那の蒙を啓き、日支の提携を堅くし、共存共栄の実を挙げ、以て東亜の新秩序を建設し、世界平和の確立に寄与」するための事業だと規定したのである。

### ・臣民の道

「臣民の道」とは、国民各々が「肇国の精神」を体得し、天皇への絶対随順のまことを致すことであり、「国家奉仕」を第一義とするという国民生活のあり方をいう。「皇国臣民の生活は各々その分に生き、その分を通じて常に国家奉仕のまことを致し、皇運を扶翼し奉ることを根本精神とする。この精神に立脚して不断の修練を重ねるところに、臣民の道が成ぜられるのである。」

### ・婦道

臣民としての女の生き方を婦道と呼んだ。家を国家の基礎とする社会にあつては、結婚は家の存続発展のためになされるものであり、夫婦関係がその中心をなすのではなく、親子の関係がその根本をなしているという。したがって妻はたんに夫と結婚するのではなく、その家に嫁することが本務であると説いた。

## 第6章 戦争期における国家主義の道徳思想

修身および修身教科書をめぐる議論は、明治初期以来枚挙の暇がないが、戦争期に向かう昭和初期から戦時期にいたる時代には、修身狂想曲ともいうべき活発な議論が展開された。この時代にいたると、「国体明徴に関する布令」（1935年）、「国家総動員法」（1938年）、「青少年学徒ニ賜リタル勅語」（1939年）「大東亜建設に処する文教政策」（1942年）などが矢継ぎ早に出されるなかで、道徳教育をめぐる国家主義的論調は一気にトーンを上げた。国家主義、日本主義の修身教育論が他を圧して声高に叫ばれ、修身教育は国民の思想的総動員に向けて要の役割を担うことになった。それはもはや教育ではなく、国民を畏怖させる檄であり、盲目的に心酔させる戒律の教えであった。

他方で民間では、雑誌「修身教育」（1932年～1941年）や「道徳教育」（1932年～1938年）の刊行が開始され、昭和期における修身・道徳研究の高揚を促したが、それらは一方で児童の生活指導・訓練の研究を深化させる場になるとともに、国体意識や日本主義の喧伝の場となった。

以下に、戦争期（1931年の満州事変から1945年の敗戦まで）における国家主義と修身教育の関係を論じた議論の若干を辿ってみよう。戦争という極限状況と社会の隅々にいたるまでの天皇制の完遂という事態のなかで展開されたこれらの議論は、修身教育のたどり

つく地点がどのようなものを具体的に示してくれるであろう。(各項目の小見出しおよび下線は引用者)

## 1 「国家思想と学校教育」 吉田熊次 1928

・**共産党事件** 最近に於ける所謂共産党事件なるものは、学校教育の上に甚大なるショックを与へたことと思ふ。金甌無欠を誇って居た我が国体に対して破壊を企てる者が、我が国民の中から出ようとはだれが夢想したであらう。…教育勅語を以て教育の根本となし、道德教育を以て学校教育の中心となす所の我が国に於て、高等教育を受けし者の中より国体破壊者を出したといふことは、実に皮肉と言はうか、滑稽と言はうか、形容の詞を見出し得ぬのである。

## 2 「我が国民精神の特色」 井上哲次郎 1928

・**綜合統一の精神** 我が日本は己を空うして支那文明、インド文明、西洋文明、総て外来の文明を輸入して、而して之を綜合統一して一層の發展を遂げようといふ態度である。之を綜合統一するところの其の精神は即ち大和民族の精神である。…大和民族は比較的虚心坦懐といふか、襟度宏量といふか、凡ゆる文明の諸要素を取り入れて之を咀嚼し、之を消化し、遂に総てを綜合統一して一層の發展を遂げんとする傾向を有してをるものと思ふ。

・**成敗** 我から進んで無意味の侵略戦などは遣らないけれども、外国が我に対して甚だしき侮辱を加えたり、又国運を危うくするやうなことをしたりすれば、決して容赦しない。乃ち決然として起って之を撃退し、場合によっては之を殲滅するといやふうな態度に出で、大いに武勇を輝かすと云ふのが是れが我が国古来取る所の態度である。蒙古であらうが、露国であらうが、支那であらうが、何ういふ外敵でも不正不義を敢てする場合には必ず之を討伐し十分に其の目的を達するやうに努力して来たもので、過去数千年の歴史が余程よく之を証明してをるのである。

・**国家神道** 国民精神の背後には神道がある。神道は大和民族の精神的産物で、何うしても今後之れが大に勃興して来る、でなければ到底国民精神の不振を免れない。…ここにいふのは主として国体神道である。国体神道が大和民族の元気の淵源である。大和民族が今日あるを致したのは全く此の国体神道によるのである。

## 3 「修身及公民教育原論」 野田義夫 1932

・**忠孝** 我が日本国民は皇室を中心として結合統一し、君民一体となり、君民一徳を理想として繁栄して来た。我が国民道德はかかる国民生活の歴史の中に生長発達したものであるから、国家的の色彩が著しく、忠君愛國道德または国体擁護道德と名づけられる。…我が国民道德の原理としての忠孝は其の根本精神に於て人道の理想と一致するものであって、単に個人としての君父に対する道德と見るべきものではなく、我等国民が祖先の遺風を顕



彰して国体を擁護する所に本領がある。我が国民道徳は因より日本国民の生きる道であるが、同時に一般人間の生きる道即ち人道に基づいてゐるのである。我が国民道徳は人道の理想を我が国民生活に具体化したものに他ならぬ。…随って我が国民道徳の長所美点は人道其物の長所美点に根柢を有するものであって、同時に人類一般の長所美点と名づくべきものである。我が国民道徳は皇室を中心とする国家主義であるに拘らず、全然人道の基礎に立ち我が国情に於て人道の理想を実現する道である。

#### 4 「我が国徳育の神髓骨子に就いて」 井上哲次郎 1933

・**惟神の道** 儒教も仏教も皆な日本化して立派なものとなつて、我が国の文化発展を助くるやうになつたが、是れは矢張り言ひ換へてみれば、神道化したのである、「惟神の道」に適應するやうになしたのである。…仏教も儒教も、日本の精神と調和し、即ち「惟神」の道に依つて律せられて行く以上は何等有害な所も無く、却つて必要な治政の具となつて居る。

西洋文化も是れと同様に矢張り日本化して其の有害な方面を無くなすやうに努力しなければならぬ。「惟神の道」を大いに發揮すれば自然に外来思想も之に依つて淘汰され、純化され、日本化されて我を助くることはあつても、我を害することが無いやうになる。今いろいろ赤化思想などが黴菌の如く侵入して来て居るのは一は「惟神の道」を大いに振興し鼓舞し宣伝することを努力しないからである。

・**惟神清明** 元来、日本に於ては清明心、又は清白心といふやうな立派な正しい精神が伝統的のものとなつて居る。是れは実に民族的良心である。之れを以て何処迄も貫き果すれば終には欧米諸国も之れを諒とするやうになるであらう。又、世界各国をして正しい唯一の道即ち「惟神の道」に帰せしめるやうにするのは、わが民族の使命であると信ずるのである。要するに、我が日本に於ては此の「惟神の道」を基礎根柢として徳育を施すべきである。外来の思想は単に之を稗補する資料に過ぎないのである。此の順序次第を忘れては如何に努力するも、我が国の徳育として畢竟不結果に終はるであらう。

#### 5 「神ながらの道と徳育」 井上哲次郎 1933

・**神ながらの道** 神ながらの道は之れを宗教と言つても亦道徳と言つても政治と言つても差支無い。総て之れ等を包含したるものである。言ひ換へてみれば、其の信ずるところも、其の行ふところも皆な神ながらの道より外は無いが、政治もやはり神ながらの道に拠つて行ふのである。其の他祭祀を行ふにも亦軍を起すにも一切万事神ながらの道に拠つて之れを為すのである。宗教とか道徳とか政治とか其の他何々と區別し、部門を異にして考察したり研究したりするやうなことは是れは後世、學術の興つてからのことである。元来さういふ種々の差別を設くる必要を感じないので只だ唯一の神ながらの道に拠つてのみ一切万事を行ふのが日本民族本来の態度である。

・**神国** 我が神ながらの道に於いては皆なその自ら具有して居る神性を發揮して立派な人格者となるべきことを要求している。即ち我が国を神国と稱し、人は皆な神の子で神とな

るべきことを要求して居るところの神ながらの道を標準とすべきであらう。ここに我が国民が世界的に神ながらの道を發揮し、宣伝すべき理由が多大に存在して居るのである。

## 6 「道徳教育の革新に就て」 吉田熊次 1935

・**天皇機関説** 美濃部博士の天皇機関説(1925年)は、国民の権利を以て私の利益を営む為に存在するものとして僻解する点に於いて、全く個人主義を固執してゐる。之は全体精神、共同意識のうちに包まれて、絶対的な個人主義を容れない日本精神とは全く反対の立場に在る。美濃部博士は我が国の歴史を尊重すると称しながら、歴史を展開する国民の信念を軽視し、国体を形成する民族的信仰を控除して、日本の憲法を解釈する立場から、我が憲法の最も重大な部分たる第一条乃至第三条を寧ろ憲法の条文外に置かうとしてゐる。換言し約言すれば、博士の所謂天皇機関説は日本民族の伝統的信念と、伝統的情操とを無視して日本の憲法を解釈した学説である。

## 7 「国体精神と修身教育」 原房孝 1935

・**国体精神** 国体精神は日本国民が全体として本来もって居る精神である。個々の人はこの精神を分けもつが故に日本国民たる資格を得るのである。そしてこの精神分有の程度は、個々の人の自覚の程度に依ずる。日本国民としての自覚の程度は個々の人の修養如何によって異なる。我等が本来もって居る国体精神を本覚するとき、我等は始めて真の日本国民になり得るのである。国体精神の本覚のないものは、外形的には日本国民でありえても本質的にはさうではない。

・**本覚ということ** 我が国の学校に於ける修身教育の眼目は、本当の日本国民をつくることである。本当の日本国民とは、日本国民としての虚霊不昧な明德を明かにし本覚した人をいふ。日本国民としての虚霊不昧な明德とは、日本国民をして日本国民たらしめる所以の土台たる国体精神をいふ。即ち本当の日本国民とは国体精神を本覚しこれに生きる人をいふ。かくて我が国の学校に於ける修身教育の眼目は、国体精神を本覚しこれに生きることであつて、これ以外の何ものでもない。

## 8 「修身教育と国体の明徴」 熊井甚太郎 1935

・**国体明徴の修身教育** 国体の明徴は、先ず国体教材の取扱に於て実践されねばならぬ。尋常一年に於ける「天長節」(第二課)の指導の如く、低学年では特に、(イ)天皇を現人神と見奉ることを図るべきである。上古の国民が端的に、現人神として対し奉った国民的純情を、培ふことを忘れてはならない。…我が国体についての全体的な課としては、尋常五年生の第一課「我が国」であるから、之を検討することによって、幾分でも国体の明徴に役立たし度いと思ふ。先ず第一には、建国の精神から説かれ度いものである。

## 9 「日本教育学」 近藤壽治 1935

・億兆一心 具体的な人間は歴史、伝統、言語、風俗、信仰、法律、経済等々を同じくせる生活社会としての国民の中に生きており、凡てこの国民としての人間となる作用を営む所に教育が発生する。…斯くの如き億兆にして一心なる作用的存在は人間存在の特色であり、この中において自己を限定しながら国民精神に還入し、国民精神は個々人を通じて自己の限定を行ふ…

・歴史の使命 日本教育の大本は、先ず国体の淵源を尋ね、主体的なこの道の把握と実践とによってこそ成就しえられるのである。要するに、教育は歴史人を形成することであり、歴史の使命は教育の目的である。そしてわが国の歴史の使命は、万世一系の皇道を扶翼することであり、而も其の奥底において君民一体、億兆一心の日本人の存在の原理が存するのである。

・日本人の使命 国歌「君が代」が九千万同胞によって常に萬腔の赤誠と真情とを以て唱和せられ、皇統の無窮と聖壽の万歳とを衷心祈念し、祝福して居ることを以て見ても、具体的なる日本人の使命が何であるかを知ることができるであろう。この使命の実践こそあらゆる日本文化の創造せらるる根本動力である。而して国民各自をしてこの使命を果し得るが如くに陶冶し形成することが、日本教育の任務でなければならぬ。

・欧米は悪の世界 欧米人が近世初頭に於て発見した人間！ それは孤立せる個人であり、功利的な欲望の一束としての人間か、然らざれば抽象的概念的な人間であった。そして十九世紀以後発見した社会、国家はこの自利的個人的なるものの自己保存の為の集団ではなかったか。かかる国家や社会こそアウグスチヌスが言ふやうに「罪悪の輝きであり、」兄弟殺戮する修羅の道場ではあるまいか。彼らの社会理論の根本原理としてのデモクラシーや観念論は世界の涯の隅々までも吹きまくった。

## 10 「日本倫理と日本精神」 深作安文 1937

・皇統の国 治者は民に臨むに仁を以てせられ、被治者は治者に対しまつるに忠を以てするのである。この仁と忠と触合ふ所に君民一体といふ我が国体美の一が成り立つのである。この点から言へば、我が国には当初から畏くも上には悪政の可能性なく、下には下克上の可能性がないのである。人皇以後のみにてても上下三千年の間に国民が一回も革命を経験しないことを思合はすべきである。

## 11 「道理の感覚」 天野貞祐 1937

・教育を真正の意味において盛んならしめることが国家の实在性を増し、真の力を養う所以であって、教育と教育者とを敬重することなくしては国家の隆昌は期しえられないと思ふのであります。しかるにわが国の教育はその健全な発達に関して二大障害を持っている。軍事教練（或はむしろ軍事教官）による干渉と行政機構による圧迫とがそれであります。

この二大障碍から教育と教育者とを解放することが日本教育将来の重大痛切な課題だと私は考えている者であります。

\*1925年から、中等学校以上に現役将校配属、軍事教練が正課になる。

## 12 「国民学校の精神に就て」 伊東延吉 1942

・**錬成学校** 国民学校は従来の教授学校から錬成学校になったのだと云ふことは明瞭でありまして、此の教授学校から錬成学校になったと云ふことだけで、学校の性質は大きな変化をもたらした。総てのことが皆それに依って変わらなければならぬ。尤も教授学校の場合でも、実はそれに続いて居る根本の道は同じであります。それは日本の国の大きな道でありますから、絶対に変りはありません。唯、知識教授と云ふ形では其れが十分に発現できなかったもので、其れを国民錬成と云ふ別の形によって、正しく現はし行くと云ふのが錬成学校の目的なのであります。

## 13 「行の教育形態」 宮坂哲文 1943

・**行の教育** 中世禪宗の修行に於ける共同的法師の生活は、今日の行教育が提出する問題と関連して高く評価されてよいと思ふ。行としての修行が作法や威儀から離して考へることの出来ないものであったこと、それは国民学校に於いて躰が重視されてゐることと考へ併せると、躰の教育は行の教育の一形態として而も第一の段階として考へられてよいものと思はれる。

## 14 「教育的皇道倫理学」 吉田熊次 1944

・**大御心** 我が国体は全国を天皇を中心とする一大家族となし、御代々の天皇は皇祖天照大神の大御心を大御心として無窮に我が国を統治遊ばされることと、我が国の臣民が能く大御心に応へ奉ることを念とし、天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることに精励するにある。これが我が国に於ける生活の理想であり、社会の理想であつて実に理想的人生となす所である。

## 15 「五、六年修身の取扱ひ方」 野瀬寛顯 1944

・**国民的感激** 今日及び今後大東亜を建設すべき日本国民たるわれわれの心構が、いよいよ明らかになり、自然に心の奥底から「み民われ生けるしるしあり」と古人が歌った、その感激が、今の私たちの総身にわき起つて参るのを感じる次第であります。この感激、この自覚こそ、この修身書を取扱ふ根本の力であると信じます。私はいつれの学年の修身も、教師に国民的感激と自覚が強大であり、明確でなければ、決して修身書が求めてゐる取扱は出来ないと考へるのであります。

## 16 西田幾多郎の諸論考から

最後に、修身にみられる日本の倫理的意識の定形を理論的に表現したと思われる西田幾多郎の諸論考を取り上げてみよう。

西田は1938年に、「何だか大きな Undercurrent (伏流) がぐんぐん流れているようです。いづれ押し流されることでしょう。とにかく戦場へ出て破れて後已むも義務かと思ふのです」と述べている。また、敗戦直前の1945年3月11日には、「このまま引きづられていって足腰も立たないようになっては民族生命もだめになってしまわないかと存じます。何とかしてわれわれ民族がどうあってもこの際精神的自信を失ふ様なことがあってはならないと存じます。力でやられても何処までも道義的に文化的に我が国体の歴史的世界性の立場だけの自信を失わず、・・・」と述べている。日本の運命を比較的早くから悟り、そのなかで日本的なものの存続を図る道を模索していたことが伺える。

### 16.1 『日本文化の問題』1940、全集第12巻

西田は矛盾的自己同一(超越的なものと現実(表現)的なものとの自己内共存)の概念によって「東亜秩序」を基礎づけようとした。戦争下で日本の精神的文化を自覚することが肝要であることを説くことによって、天皇制イデオロギーの先棒を担ぐ役割をはたした。「歴史的世界は矛盾的自己同一として、何処までも種と種が相対立しあう闘争の世界である」を基本命題とする。(334頁)

・**實在** 實在は唯一の歴史的事実あるのみである。自然科学的事実もこのうちに入るのである。(281)

我々が此処に生まれ、此処に働き、此処に死に行く、この歴史的事実の世界は、論理的には多と一の矛盾的自己同一と云ふべきものでなければならない。(290)

・**作られたものから作るものへ** 何千年来皇室を中心として生々発展し来った我国文化のあとを顧みるに、それは全体的一と個物的多との矛盾的自己同一として、作られたものから作るものへと何処までも作ると云ふに於てはなからうか。・・・我国の歴史に於て皇室は何処までも無の有であった、矛盾的自己同一であった。故に我国に於ては復古と云ふことは、いつも維新と云ふことであつた。過去に還ることはたんに過去に還ることではなく、永遠の今の自己限定として一步前に踏み出すことであつた。(336)

皇室は時間であつた。(338)

・**日本精神** 我々が何処までも自己自身を捨てて、我々の自己がそこからそこへといふ歴史的世界の建設に奉仕するといふこと、何処までも作られたものから作るものへと歴史的世界の建設者になると云ふことが、国民道徳の精華であつたのであろう。・・・日本精神は日本歴史の建設に於てあつた。併し今日の日本はもはや東洋の一孤島の日本ではない、世界の日本である。日本形成の原理はすなわち世界形成の原理とならなければならない。(340f.)

・**自己の眞実** 物となって考へ物となつて行ふといふことは、自己の現実をつくすといふことでなければならない。現実の自己といふのは、絶対矛盾的自己同一の世界の自己限定

として、歴史的現実にて作られたものとして与へられたものである。而して作られたものから作るものとして、何処までも作り行くものである。ものの真実に行くといふことは、自己の真実に行くことでなければならない。(343)

・事において一となる 私は日本文化の特色といふのは、主体から環境へといふ方向に於て、何処までも自己自身を否定して物となる、物となつて見、物となつて行ふといふにあるのではないかと思ふ。無心、自然法爾・・・日本精神の神髄は、物に於て、事に於て一となるといふことである。それが矛盾的自己同一として皇室中心といふことであろう。物はすべて公の物であり、事はすべて公の事である。(346)

・自己と世界 論理とはかかる(矛盾的自己同一の)世界の自己限定の形式と考える。我々は何処までも表現作用的に物の世界を形成するが、それは逆に表現的自己自身を形成する世界の表現的自己形成の一つの仕方である。・・・客観的世界は、何処までも我々の自己を否定すると共に、我々の自己を成立せしめる世界、即ち我々を包む世界でなければならない。何処までも自己矛盾的なる世界が矛盾的自己同一的なる所に、自己自身に十全なる客観的表現をもつのである。(367)

・民族的生 人間活動の中心に創造を置くこと、具体的な人間的存在を歴史的創造に求めるといふことは、民族を無視するといふことではない。民族なくして歴史的形成もなく、創造といふこともないのである。民族はたんに生れるものでなく、作られて作り行くものである。全体的と個物的多との矛盾的自己同一といふことなくして創造といふものはない。偉大なる個人は、いつもある民族の代表である。・・・創造において、人間は何処までも伝統的なると共に、過去未来と同時存在的なるものに、即ち永遠なるものに、何物かを加えるのである。新しく創造せられるものは、過去のものに同時存在的に生ずるのである。そこに人間の自由がある。(378f.)

## 16.2 「国家理由の問題」 1941

・国体 皇室は過去未来を包む絶対現在として、我々は之に於て生れ、之に於て働き、之に於て死して行くのである。故に我国に於ては、祭政一致と云われるごとく、主権は即宗教的性質を有するのである。我国体に於ては、宗教的なものが、始であり終であるのである。そこに我国体は真に主体即世界と云うことができる。歴史的世界創造と云うことが我国体の本義であろう。此故に内に万民補翼であり、外に八紘一宇である。かかる国体を基として、世界形成に乗り出すのが我國民の使命でなければならない。(全集第10巻、333)

## 16.3 「世界新秩序の原理」 1943

・東亜共栄圏構成の原理 各国家民族が自己にそくしながら自己を超えて一つの世界史的世界を構成するといふことは、各自自己を超えて、それぞれの地域伝統に従つて、先づ一つの特種的世界を構成することでなければならない。而して斯く歴史的地盤から構成せられた特種的世界が結合して、全世界が一つ的世界的世界に構成せられるのである。これは人間の歴史的発展の終局の理念であり、而もこれが今日の世界戦争によって要求せられる世界新秩序の原理でなければならない。我国の八紘為宇の理念とは、此の如きものである

う。・・・今や東亜の諸民族は東亜民族の世界史的使命を自覚し、各自自己を超えて一つの特殊的世界を構成し、以て東亜民族の世界史的使命を遂行しなければならない。これが東亜共栄圏構成の原理である。(428)

## 16.4 「哲学論文集補遺」 1944

・**皇室** 国家の根柢に国家成立の神話を有ち、超越即内在、内在即超越に、絶対現在の自己限定として歴史的生成的なる我国の歴史に於て、初めて国家即道德の国体といふものが自覚せられたのである。我国の国体に於ては、皇室が世界の初であり終である。皇室が過去未来を包み、絶対現在の自己限定として、すべて皇室を中心として生々発展するといふのが、我国体の精華であるのである。(409)

・**国体** 絶対現在の自己限定として、歴史的な世界形成的な国体の本義といふものは、独り我国の国体に於て把握せられ、自覚せられるのである。我国家は一民族として、今日に至るまで生々発展し来たったのであり、その意味に於て真に民族的国家といふことができ、万世一系の皇室を基とした国家として、我国家は家族的といふことができる。併し私は、我国の国体の精華としてその唯一性は、歴史的な世界形成的として、その宗教性、神聖性にあると思ふ。(415f.)

## 第7章 戦争期の道徳意識に関するいくつかの論評

以下に、きわめて断片的であるが、戦争期(1931年の満州事変から1945年の敗戦まで)における国家主義と修身教育の関係を論じた議論の若干を取り上げてみよう。戦前の修身教育の到達点の評価に関する問題に以下の諸論考は迫っている。

### 1 丸山眞男『現代政治の思想と行動』1956年、未来社

#### 「超国家主義の論理と心理」1946

・「私的なもの」を道徳的悪(うしろめたさ)と見なす体質

「私事」の倫理性が自らの内部に存せずして、国家的なるものとの合一化に存するとうこの論理は裏返しにすれば国家的なるものの内部へ、私的利害が無制限に侵入する結果となるのである。…倫理がその内容的価値に於いてでなくむしろその実力性に於いて、言い換えればそれが権力的背景を持つかどうかによって評価される傾向があるのは畢竟、倫理の窮極の座が国家的なるものにあるからにほかならない。13ff.

・抑圧(圧迫)の移譲による精神的均衡の保持

自由なる主体的意識が存せず各人が行動の制約を良心のうちにもたずして、より上級のものの存在によって規定されていることからして、独裁観念に変わって抑圧の移譲による精神的均衡の保持とでもいふべき現象が発生する。上からの圧迫感を下への恣意の發揮によって順次に移動して行く事によって全体の体系が維持されている体系である。これこそ近代日本が封建社会から受け継いだ最も大きな「遺産」の一つということが出来よう。

そして日本社会のこの体質が軍隊において集中的に表現されたのだと、丸山は指摘する。さらにこの圧迫の移譲は日本軍（皇軍）による中国やフィリピンにおける暴虐に延長されたという。

今や日本が世界の舞台に登場すると共に、この「圧迫の移譲」原理はさらに国際的に延長せられた。・・・国内では「卑しい」人民であり、営内では二等兵でもひとたび外地に赴けば、皇軍として究極的価値と連なることによって限りなき優越的地位に立つ。21f.

### 「日本ファシズムの思想と行動」

#### ・日本の家族主義

日本の国家構造の根本的特質がつねに家族の延長体として、すなわち具体的には家長としての、国民の「総本家」としての皇室とその「赤子によって構成された家族国家として表象されること、・・・現実に歴史的事実として日本国家が古代の血族社会の構成をそのまま維持しているというふうに説かれること、これがとくに日本のファシズム運動のイデオロギーにおける大きな特質であります。38

#### ・農本主義

徹底的郷土主義。郷土的農本主義。農村窮乏が政治的進出への重要な衝動を陸軍に与えた。ファシズム運動の急進化、右翼テロリズムは農村の窮乏を直接的な背景にしている。日本的家族制度の地盤としての農村をこの未曾有の総力戦の怒濤の中に守り通すことが支配層の焦燥であった。

#### ・空想性、観念性、非計画性

破壊（討死）なくして建設は成り立たないという非合理的で一方向的な主張が目立つ。「私は理屈を超越してしまして全く直観で動いています」（井上日召）。  
「ただ破壊すれば何人かが建設の役をやってくれるといふ見通しはあった。従って指導理念といふやうなものは知らぬが、まづ戒厳令を布いて軍政府を樹立することを考えた」（5・15事件古賀中尉）。55  
「何をか建設と云い何をか破壊といふか。破邪は即頭正なり、破邪頭正は常に不二一体にして事物の表裏なり、討奸と維新と豈二ならんや」（2・26村中孝次）。56  
「苟も大義を明かにして人心を正さば、皇道いづくんぞ興起せざるを患へん」（藤田東湖）。

### 「軍国支配者の精神形態」

#### ・上海派遣軍総司令官松井大将の言

「日華両国の闘争は所謂『亜細亜の一家』内に於ける兄弟喧嘩・・・兄が忍びに忍び抜いても猶且つ乱暴を止めざる弟を打擲するに等しく其の之を悪むがためにあらず可愛さ余つての反省を促す手段たるべき・・・」92

問題は責任主体に対する意識が宙に浮いていることである。内閣や重臣は柳条溝や盧溝橋の事態を「あれよあれよと事態の発展を見送り、ブツブツこぼしながらその「必然性」に追隨するだけ」であった。東郷の言。「個人的の感情を公の演説に含ませ得る余地はなかった・・・私は当時の日本の外務大臣としてこういうことを言うべく、言わなくちゃならぬ地位にあった。」103

### 「日本におけるナショナリズム」



### ・国際的センスの欠如

国際関係を律する規範意識の不在は、昨日までの消極的防衛の意識は忽ちに明日には無制限の膨張主義に変化する。そこには全く未知なるものに対する原始的な心情としての恐怖と尊大との特殊なコンプレックスが支配する。日本が万国に対峙し、海外諸国と併列することが目標であった。国際主義と結びついたナショナリズムを作ることができなかった。

「過去のナショナリズムの精神構造は消滅したり、質的に変化したというより、量的に分子化され、底辺に散りばめられて政治的表面から姿を没したという方がより正確だろう」。丸山は、今後の日本ナショナリズムについて、①民主革命と結合した新しいナショナリズムは生まれまいだろう、②いったん政治的に動員されれば溝を流れる水のようにかつての反動的な方向をたどるであろうという。164f.

### ・「国体」の呪術

イデオロギーとしてもまた組織原理としてもまさにその超政治的政治力たる点にあったので、こうした国体のいわば気体的性格を強いて固体化しようとしたところに右翼の悲喜劇があった。192

## 2 丸山真男『日本の思想』1961、岩波新書

### ・伝統の脆弱さ

近代日本が維新前までの思想的遺産をすてて「欧化」したことが繰り返され嘆かれるけれども、もし何百年の背景を持つ「伝統」思想が本当に遺産として伝統化していたならば、そのようにたわいもなく「欧化」の怒濤に呑みこまれることがどうして起こりえたであろう。9

### ・無構造の「伝統」

思想が伝統として蓄積されないということと、「伝統」思想のズルズルべったりの無関連な潜入とはじつは同じことの両面に過ぎない。一定の時間的秩序で入ってきたいろいろな思想が、ただ精神の内面における空間的配置を換えるだけでいわば無時間的に併存する傾向を持つことによって、かえってそれらは歴史的な構造的性を失ってしまう。・・・新たなもの、本来異質的なものまでが過去との十全な対決なしにつぎつぎと摂取されるから、新たなものの勝利は驚くほど早い。過去は過去として自覚的に現在と向きあわずに、傍らに押しやられ、あるいは下に沈降して意識から消え「忘却」されるので、それは時あって突如として「思い出」として噴出することになる。11f.

### ・神道について

神道はいわば縦にのっぺらぼうにのびた布筒のように、その時代時代に有力な宗教と「習合」してその教義内容を埋めてきた。この神道の「無限抱擁」性と思想的雑居性が、日本の思想的「伝統」を集約的に表現している。・・・「儒を以て治めざれば治まりがたきことあらば、儒を以て治むべし。仏にあらではかなはぬことあらば、仏を以て治むべし。是皆時の神道なればなり。」(本居宣長『鈴屋答問書』) 20

### ・国体について

国体は否定面においてはきわめて峻烈な権力体として作用するが、積極面は茫洋とした厚い雲層に幾重にもつつまれ、容易にその核心を露さない。治安維持法の第1条の規定においてはじめて国体は法律上の用語として登場し、したがって否応なくその核心を規定する必要が生じた。大審院判例は、「万世一系の天皇君臨し統治権を総覧し給ふ」国柄、すなわち帝国憲法第1条第4条の規定をもってこれを定義した。

#### ・日本のマルクス主義者

マルクス主義の理論信仰。なぜ転向者が多かったのか。「責任の限定がなく、責任が建前にされれば、無責任となり、曖昧なヒューマニズム感情によって責任が自覚されなくなる。革命的な議論が自慰的となり、一種の革命アカデミズムになるか、経典の訓古注釈学になるかどちらかに転化する。対象化された理論とその背後のなまの人間の思考様式との分裂が現れやすいのである。

### 3 家永三郎『太平洋戦争』1967、岩波書店

#### ・教育統制

「戦前の国民に好戦的な心情を培い、戦争に対する批判的否定的意識をもつことを困難ならしめたのは、必ずしも軍国主義的教育内容だけの力でなく、教育全体が文部省の強力な統制下において画一化され、教師にも父母にも教育の自由がなく、…総じて科学的に社会を見る目を養い、特に権力に対する批判の精神を身につけた人間を形成することがほとんどできないような実情であったところに根本の原因が求められる。」

#### ・日本人の国際観念

「つねに力対力の関係で国際関係を見る偏向を免れることができず、弱肉強食の現実には無批判的に追随し、強者に対して卑屈に迎合するか力学的に反撥するかいずれかの態度しかとりえない一面、弱者に対しては傲慢にこれを圧伏しようとする態度をとることが共通にうかがわれる。」 20

#### ・軍の精神主義

「合理性を無視した精神主義による訓練は、軍人を死を恐れぬ勇士として育成することには成功したが、合理主義に徹した米英軍と戦闘を交えるにいたって精神主義の限界が露呈することを免れなかった。・・・柔軟性のない攻撃一点張りの精神主義がアメリカ軍の合理主義的戦術のまえにいかにか時代おくれの不合理的なものであるかを生々しい体験を通じて自覚・・・」 将校—下士官—兵卒の身分序列、内務班 71

#### ・抑圧のメカニズム

「抑圧は下に降りれば降りるほど雪達磨のように大きくなって、それより下に移譲することのできぬ最下層にある新兵にそのすべてが集中的にかぶさってくる。・・・平素抑圧されている心理が人間的合理性を無視した破壊的活動の中に不満を爆発させるのも、自分たちの人権が全く無視されている人たちが自分の実力下に置かれた弱者の人件を無視する行動に出るのも、それぞれ必然的だったと言わなければならない。」 73

#### ・ 転向

「大部分の者が余儀なくまたは自ら進んで転向していった。転向を誓約させられながらも可能なかぎり最低限の良心を守り抜こうとした人々もある反面、180度の転回をとげ、日本主義や侵略主義の最右端にまで到達した人々の少なくない事実は、方向こそ東西相反するとはいえ、心理構造に関しては天皇制イデオロギーと共通する要素に富み、いわばそれを裏返した形をとったにすぎない。むしろ中間的な思想の持ち主よりも、転向を迅速かつ徹底ならしめた一因であったのではないだろうか。」 158

#### ・ 京都学派

「京都哲学と呼ばれる学派から高坂正顕・高山岩男らが戦争支持の積極的発言を行った。彼らの軽薄極まる戦争のジャスティフィケーションは、和辻哲郎が1944年7月に公刊した著書『日本の臣道・アメリカの国民性』などととも、いわゆる京都哲学の思想の弱さを遺憾なく露呈したものであった。」

「権力の命ずるままに寝返れる女郎の如き学者ぞあはれ」(河上肇) 159

#### ・ 1945.4.20 国土決戦教令

「決戦間傷病者は後送せざるを本旨とす。負傷者に対する最大の戦友道は速かに敵を撃滅するに在るを銘肝し、敵撃滅の一途に邁進するを要す。戦友の看護、付添は之を認めず。・・・敵は住民、婦女、老幼を先頭に立てて前進し我が戦意の消磨を計ることあるべし。・・・敵兵撃滅に躊躇すべからず。」 230

## 4 吉田傑俊『「京都学派」の哲学』2011、大月書店

#### ・ ヤヌス的性格

「「京都学派」が著名であるのは、それがあの「十五年戦争」に「世界史の哲学」という立場から積極的に関与したこと、また逆に戦争に反対した獄死者を出したことによる。そこには、正負を併せもつヤヌス神的性格すなわち哲学と政治の亀裂という大きな問題がある。」 11f.

#### ・ 大橋良介『京都学派と日本海軍』から

「京都学派はこの海軍の一部と協力して、国策の是正をはかった。対米戦争を避けること、そして戦争が始まったあとは、現実の戦争のいわば理念転換を試みることだ。戦争の短期終結を主張する海軍と、大陸進出を志向する陸軍との対立が、背景にあった。京都学派の行動は、結果として「戦争協力」になったと言えるだろう。」 27

#### ・ 東条の帝国議会施政演説 1943.6.16

「八紘為宇の精神の顕現である大東亜共栄圏建設の真意を了解しない東アジアや東南アジアの諸民族・諸国家に対しては、これを徹底的に膺懲する。だがこれを了解し、その建設に協力するものに対しては、我が家族国家における君臣父子の情でもって遇する。満州国は、わが帝国を「親邦」とみなしており、その「上下一致帝国に対する物心両方面の協力」には、誠に大なるものがある。帝国もこの信義に応えて、同国の健全な発達のために力をつくすものである。」 202

### ・戦争期における思想の三分区（古田光）

1931 満州事変から 1937 日中戦争まで

八紘一宇、国体明徴、原理日本社（陸軍）による帝大教授の思想攻撃など

1937 から 1939 真珠湾攻撃まで

大東亜共栄圏、東亜新秩序論、「昭和研究会」の東亜協同体論など

1939 から 1945 まで

京都学派と皇道哲学派の対立、国体護持

### ・西田の「日本文化論」について

①皇室を中心とした非政治的な共同体論。皇室は主体を超越する、絶対矛盾的自己同一、「無の有」、「過去未来を包む永遠の今」である。

②日本文化、日本精神が他の主体を包み込む。日本は世界を主体的（帝国主義的）にではなく、その場所（皇道的精神）に包み込むべきである。

③日本文化は東西文化の結合点である。

西田の議論や論法は戦争渦中における日本のリベラリズムの苦悶の姿であり、戦争に対する妥協的態度の結果であり、悪しき現実を結局理念的に糊塗し、隠蔽するものであった。

### ・「昭和研究会」1936-40 について。

近衛文麿下のブレーン団体。後藤隆之助、蠟山政道、三木清、笠信太郎、中長期の日本の位置と動向を探り、日本の国策を展望する。東亜の統一、資本主義の是正などを掲げて官僚政治に影響力を発揮させ、見解の政策化をめざす。思想・文化部門で三木が中心的役割をはたした。日本文化は一君万民の世界の無比なる国体に基づく協同主義を根底とし、東亜協同体において諸民族の融合の楔となるべき、と主張した。

### ・「世界史の哲学」派 1942-43 について

海軍調査課長高木惣吉が西田幾多郎の斡旋によって京都学派を組織した。高山岩男が海軍嘱託、他に高坂正顕、西谷啓治、木村素衛、鈴木成高。田辺元門下。いかにして戦争を有利に終わらせるか、戦後処理の問題を軸に、東亜共栄圏の定義、八紘一宇の概念、大東亜戦争の原因、盟主の性格、支那問題などを検討。日本の指導的立場には宗教的超越的な主体性が必要（田辺）などと主張。なかでも座談会「世界史的立場と日本」1941-42 高山、高坂、西谷、木村、鈴木 が戦争時の京都学派の立場をよく表している。日本には世界史的役割がある、東亜共栄圏は民族圏としての広域圏の理念を実現する、精神と科学が日本精神のもとに結合する、共栄圏総力戦が必要などと主張。

## 5 山住正己『日本教育小史』1987、岩波新書

### ・1929『綴方生活』の創刊、1930『北方教育』創刊。

国定教科書の外に本物の教育を実現しようとした教育創造運動。子どもたちに生活の事実を直視させ、それを語らせること。社会認識の育成。生活的知性の獲得。

### ・上智大学生靖国神社参拝拒否事件 1932

東京教区長は、神社が宗教施設であるかどうかを文部省に問い合わせた。次官回答：神社参拝は教育上の理由により、愛国心と忠誠の表現である。

#### ・ 教学刷新評議会 1935

委員に西田幾多郎、田辺元、和辻哲郎参画。「我国に於ては祭祀と政治と教学とは、その根本に於て一体不可分にして三者相離れざるを以て本旨とす。よってこの本旨を發揚し、教学の根基を明にするの方策を講ずることは、時勢に照し緊要とするところなり。」

#### ・ 朝鮮教育令改訂 1941

朝鮮語の使用禁止（随意科目のみ）、民族教育の禁止、日本語使用の強制、国旗掲揚、宮城遥拝、1939 創氏改名

#### ・ 知育偏向批判

教育勅語体制下で目立つのは、文部省とその周辺の人たちにより繰り返し行われた知育偏重批判である。それがねらうのは科学的認識・批判的精神の抑圧であり、「神州不滅」を信じ、君と国に殉ずる喜びを感じる生徒の育成であった。

## 6 藤田昌士『道徳教育』1985、エイデル研究所

・ 忠君と愛国は当初必ずしも結びついていなかった。忠と孝も一つに結びつくのは第2期 国定教科書から。第3期から挙国一致の項目が設けられた。

#### ・ 修身教育体制の基本的問題点

①時の権力による道徳の統制、②国民道徳が忠でまとめられたこと、③道徳教育と政治教育と宗教教育が癒着したこと、④徳目主義、価値選択の能力を無視、⑤知育の歪曲、⑥管理主義的訓練。

### 【参考資料】

#### 1 教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之

ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

## 2 陸海軍軍人に賜はりたる勅諭 (軍人勅諭)

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐる中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徴兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り背て臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

- 一 軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならさるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ
- 一 軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれは新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其

外は務めて懇に取扱ひ慈愛を専一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには畜に軍隊の蠱毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

- 一 軍人は武勇を尚ふへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尚ふものは常人に接するには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ
- 一 軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はととも守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたは英雄豪傑ともか禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき
- 一 軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し畧此事を誡め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誡を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからずさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれば何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生擧りて之を悦ひなん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

### 3 国体の本義 (抜粹) \*太字は引用者による

大日本帝國は、万世一系の天皇皇祖の神勅を奉じて永遠にこれを統治し給ふ。これ、**我が万古不易の国体**である。而してこの大義に基づき、一大家族国家として億兆一心聖旨を奉体して、克く忠孝の美德を發揮する。これ、我が国体の精華とするところである。この国体は、我が国永遠不変の大本であり、国史を貫いて炳として輝いてゐる。而してそれは、國家の發展と共に弥々鞏く、天壤

と共に窮るところがない。我等は先づ我が肇国（てうこく）の事事の中に、この大本が如何に生き輝いてゐるかを知らねばならぬ。

肇国（ちょうこく）の初より、自然と人とを一にして自らなる一体の道を現じ、これによつて弥々栄えて来た我が国の如きは、決してその例を外国に求めることは出来ない。こゝに世界無比の我が国体があるのであつて、我が臣民のすべての道はこの国体を本として始めて存し、忠孝の道も亦固よりこれに基づく。我が国は、天照大神の御子孫であらせられる天皇を中心として成り立つてをり、我等の祖先及び我等は、その生命と流動の源を常に天皇に仰ぎ奉るのである。それ故に天皇に奉仕し、天皇の大御心を奉体することは、我等の歴史的な生命を今に生かす所以であり、こゝに国民のすべての**道徳の根源**がある。

忠は、天皇を中心とし奉り、天皇に**絶対随順**する道である。絶対随順は、我を捨て私を去り、ひたすら天皇に奉仕することである。この忠の道を行ふことが我等国民の唯一の生きる道であり、あらゆる力の源泉である。されば、天皇の御ために身命を捧げることが、所謂自己犠牲ではなくして、小我を捨てて大なる御稜威に生き、国民としての真生命を發揚する所以である。

我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは**家**である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的関係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立体的関係である。この親子の関係を本として近親相倚り相扶けて一団となり、我が国体に則つて家長の下に渾然融合したものが、即ち我が国の家である。従つて家は固より利益を本として集つた団体でもなく、又個人的相対的の愛などが本となつてつくられたものでもない。生み生まれるといふ自然の関係を本とし、敬慕と慈愛を中心とするのであつて、すべての人が、先づその生まれ落ちると共に一切の運命を託するところである。

まことに**忠孝一本**は、我が国体の精華であつて、国民道徳の要諦である。而して国体は独り道徳のみならず、広く政治・経済・産業等のあらゆる部門の根柢をなしてゐる。従つて忠孝一本の大道は、これらの国家生活・国民生活のあらゆる實際の方面に於て顕現しなければならぬ。我等国民はこの宏大にして無窮なる国体の体現のために、弥々忠に弥々孝に努め励まなければならぬ。

こゝに君民体を一にして、その苦楽を共にし給ふ尊い和の純粹顯現を仰ぐことが出来る。又「君のため世のため何か惜しからむ捨ててかひある命なりせば」といふ歌の心は、臣民が天皇に一身を捧げ奉る和の極致を示したものである。

かゝる我が国の**和の精神**が世界に拡充せられ、夫々の民族・国家が各々その分を守り、その特性を發揮する時、真の世界の平和とその進歩發展とが實現せられるであらう。

国史は、**肇国の大精神**の一途の展開として今日に及んでゐる不退転の歴史である。歴史には、時代の変化推移と共にこれを一貫する精神が存する。我が歴史には、肇国の精神が儼然と存してゐて、それが弥々明らかにせられて行くのであるから、国史の發展は即ち肇国の精神の展開であり、永遠の生命の創造發展となつてゐる。然るに他の国家にあつては、革命や滅亡によつて国家の命脈は断たれ、建国の精神は中断消滅し、別の国家の歴史が発生する。それ故、建国の精神が、歴史を一貫して不朽不滅に存続するが如きことはない。従つて他の国家に於て歴史を貫くものを求める場合には、抽象的な理性の一般法則の如きものを立てるより外に道がない。これ、西洋に於ける歴史觀が国家を超越して論ぜられてゐる所以である。我が国に於ては、肇国の大精神、連綿たる皇統を基と



せずしては歴史は理解せられない。

国史に於ては維新を見ることが出来るが、**革命は絶対になく**、肇国の精神は、国史を貫いて連綿として今日に至り、而して更に明日を起す力となつてゐる。それ故我が国に於ては、国史は国体と始終し、国体の自己表現である。

かやうな親しい結合関係は、国史を通じて常に存続してゐた。これは自我を主張する主我的な近代西洋社会のそれと全く異なるものであり、国初より連綿として続く一体的精神と事実とに基づくものであつて、我が国民生活はその顕現である。そこには、一家・一郷・一国を通じて必ず**融和一体の心**が貫いてゐる。即ち天皇の下に人と人、人と物とが一体となるところに我が国民生活の特質がある。これ、義は君臣にして情は父子といふ一国即一家の道の布する所以であり、君民一体となり、親子相和して、美しき情緒が家庭生活・国民生活に流れてゐる所以である。

人が自己を中心とする場合には、**没我献身の心**は失はれる。個人本位の世界に於ては、自然に我を主として他を従とし、利を先にして奉仕を後にする心が生ずる。西洋諸国の国民性・国家生活を形造る根本思想たる個人主義・自由主義等と、我が国のそれとの相違は正にこゝに存する。我が国は肇国以来、清き明き直き心を基として発展して来たのであつて、我が国語・風俗・習慣等も、すべてこゝにその本源を見出すことが出来る。

抑々**没我の精神**は、単なる自己の否定ではなく、小なる自己を否定することによつて、大なる真の自己に生きることである。元来個人は国家より孤立したのではなく、国家の分として各々分担するところをもつ個人である。分なるが故に常に国家に帰一するをその本質とし、こゝに没我の心を生ずる。而してこれと同時に、分なるが故にその特性を重んじ、特性を通じて国家に奉仕する。この特質が没我の精神と合して他を同化する力を生ずる。没我・献身といふも、外国に於けるが如き、国家と個人とを相対的に見て、国家に対して個人を否定することではない。又包容・同化は他の特質を奪ひ、その個性を失はしむることではなく、よくその短を棄てて長を生かし、特性を特性として、採つて以て我を豊富ならしめることである。こゝに我が国の大いなる力と、我が思想・文化の深さと広さを見出すことが出来る。

我が国民道徳の上に顕著なる特色を示すものとして、**武士道**を挙げることが出来る。武士の社会には、古の氏族に於ける我が国特有の全体的な組織及び精神がよく継承せられてゐた。故に主として儒教や仏教に学びながら、遂によくそれを超えるに至つた。即ち主従の間は恩義を出て結ばれながら、それが恩義を超えた没我の精神となり、死を視ること帰するが如きに至つた。そこでは死を軽んじたといふよりは、深く死に徹して真の意味に於てこれを重んじた。即ち死によつて真の生命を全うせんとした。個に執し個を立てて全を失ふよりも、全を全うし全を生かすために個を殺さんとするのである。生死は根本に於て一であり、生死を超えて一如のまことが存する。生もこれにより、死も亦これによる。然るに生死を対立せしめ、死を厭うて生を求むることは、私に執著することであつて武士の恥とするところである。生死一如の中に、よく忠の道を全うするのが我が武士道である。

凡そまことの文化は国家・民族を離れた個人の抽象的理念の所産であるべきではない。我が国に於ける一切の文化は国体の具現である。文化を抽象的理念の展開として考へる時、それは常に具体

的な歴史から遊離し、国境を超越する抽象的・普遍的のものとならざるを得ない。然るに我が国の文化には、常に肇国の精神が儼存してをり、それが国史と一体をなしてゐる。

我が国の**教育**も、亦一に国体に基づき、国体の顕現を中心とし、肇国以来の道にその淵源を有すべきことは、学問の場合と全く同様である。・・・抑々「をしへ」は「愛し」の語が示すやうに慈しみ育てる意味であり、人間自然の慈愛を基として道に従つて人を育てることである。「みちびく」は子弟をして道に至らしめる意味である。我が国の教育は、明治天皇が「教育ニ関スル勅語」に訓へ給うた如く、一に我が国体に則とり、肇国の御精神を奉体して、皇運を扶翼するをその精神とする。従つて個人主義教育学の唱へる自我の実現、人格の完成といふが如き、単なる個人の発展完成のみを目的とするものとは、全くその本質を異にする。即ち国家を離れた単なる個人的心意・性能の開発ではなく、我が国の道を体現するところの国民の育成である。個人の創造性の涵養、個性の開発等を事とする教育は、動もすれば個人に偏し個人の恣意に流れ、延いては自由放任の教育に陥り、我が国教育の本質に適はざるものとなり易い。

教育は知識と実行とを一にするものでなければならぬ。知識のみの偏重に陥り、国民としての実践に欠くる教育は、我が国教育の本旨に悖る。即ち**知行合一**してよく肇国の道を行ずるところに、我が国教育の本旨の存することを知るべきである。諸々の知識の体系は実践によつて初めて具体的なものとなり、その処を得るのであつて、理論的知識の根柢には、常に国体に連なる深い信念とこれによる実践とがなければならぬ。而して国民的信念及び実践は理論的知識によつて益々正確にせられ、発展せしめられるのであるから、我が国教育に於ても、理論的・科学的知識は弥々尊重奨励せられねばならぬが、同時にそれを国民的信念及び実践と離れしめずして、以て我が国文化の眞の発達に資するところがなければならぬ。即ち一面諸科学の分化発展を図ると共に、他面その綜合に留意し、実行に高め、以てかゝる知識をして各々その処を得しめ、その本領を發揮せしむべきである。

我が**芸道**に見出される一の根本的な特色は、没我帰一の精神に基づく様式を採ることであり、更に深く自然と合致しようとする態度のあることである。庭園の造り方を見ても、背景をなす自然との融合をはかり、布置配列せられた一木一石の上にも大自然を眺めようとし、竹の簀の子に萱の屋根の亭を設けて自然の懷に没入しようとする。即ち主観的計画に流れ人意を恣にするが如きものではない。茶道に於て侘びを尊ぶのも、それを通じて我を忘れて道に合致しようとする要求に出づる。狭い茶室に膝つき合せて一期一会を楽しみ、主客一味の喜びにひたり、かくして上下の者が相寄つて私なく差別なき和の境地に到るのである。この心は、古来種々の階級や職業のものが差別の裡に平等の和を致し、大なる忘我奉公の精神を養つて来たことによく相応する。絵画に於ても、大和絵の如きは素直な心を以て人物・自然を写し、流麗にして趣致に富み、日本人の心を最もよく表現してゐる。連歌・俳諧の如きは、本来一人の創作ではなく集団的な和の文学、協力の文学である。又簡素清浄なる神社建築は、よく自然と調和して限りなく神々しいものとなつてゐる。寺院建築の如きも、よく山川草木の自然に融合して優美なる姿を示し、鎧兜や衣服の模様に至るまで自然との合致が見られるといふが如く、広く美術工芸等にもよくこの特色が現れてゐる。更に我が国芸術について注意すべきは、精神と現実との綜合調和及び夫々の部門の芸術が互に結びついてゐることである。即ち世阿弥の「花」、芭蕉の「さび」、近松門左衛門の虚実論等に於ては、この心と物との深い一体の関係を捉へてゐる。絵巻物に於ては、文学・絵画・工芸等の巧なる綜合が見られ、能楽に於ては、詞章・謡歌（謡）、奏楽（囃）、舞踊・演技（形）、絵画、工芸等の力強い綜合的実現がある。

歌舞伎に於ても音楽と舞踊と所作との融合にその特色が現れてをり、又花道によつて舞台と観衆との融和にまで進んでゐる。

これを要するに、我が国の文化は、その本質に於て肇国以来の大精神を具現せるものであつて、学問・教育・芸道等、すべてその基づくところを一にしてゐる。将来の我が国文化も常にかゝる道の上に立つて益々創造せらるべきである。

天皇は統治権の主体であらせられるのであつて、かの統治権の主体は国家であり、**天皇はその機関に過ぎないといふ説**の如きは、西洋国家学説の無批判的の踏襲といふ以外には何等の根拠はない。天皇は、外国の所謂元首・君主・主権者・統治権者たるに止まらせられる御方ではなく、現御神として肇国以来の大義に随つて、この国をしろしめし給ふのであつて、第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、これを昭示せられたものである。外国に於て見られるこれと類似の規定は、勿論かゝる深い意義に基づくものではなくして、元首の地位を法規によつて確保せんとするものに過ぎない。

尚、**帝国憲法**の他の規定は、すべてかくの如き御本質を有せられる天皇御統治の準則である。就中、その政体法の根本原則は、中世以降の如き御委任の政治ではなく、或は又英国流の「君臨すれども統治せず」でもなく、又は君民共治でもなく、三権分立主義でも法治主義でもなくして、一に天皇の御親政である。これは、肇国以来万世一系の天皇の大御心に於ては一貫せる御統治の洪範でありながら、中世以降絶えて久しく政体法上制度化せられなかつたが、明治維新に於て復古せられ、憲法にこれを明示し給うたのである。

「むすび」の精神を本とし、公を先にし私を後にし、分を守りつとめを尽くし、和を以て旨とする心こそ、我が国固有の**産業精神**であつて、それは産業界に強き力を生ぜしめ、創意を奨め、協力を齎し、著しくその能率を高め、産業全体の隆昌を来し、やがて国富を増進する所以となる。将来我が国民の経済活動に於ては、この特有の産業精神が十分に自覚せられ、これに基づいて弥々その発展が図られねばならぬ。かくて、経済は道徳と一致し、利欲の産業に非ずして、道に基づく産業となり、よく国体の精華を経済に於て発揚し得ることとなるであらう。

この**勅諭（軍人勅諭）**は、畏くも天威に咫尺し奉るが如く尊く拝誦せられる。まことに皇軍の使命は、御稜威をかしこみ、大御心のまに／＼よく皇国を保全し、国威を発揚するにある。我が皇軍は、この精神によつて日清・日露の戦を経て、世界大戦に参加し、大いに国威を中外に輝かし、世界列強の中に立つてよく東洋の平和を維持し、又広く人類の福祉を維持増進するの責任ある地位に立つに至つた。

こゝに於て、我等国民は、「文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬励シ」と仰せられた聖旨を奉体し、協心戮力・至誠奉公、以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、臣民たるの本分を竭くさねばならぬ。

明治以来の我が国の傾向を見るに、或は伝統精神を棄てて全く西洋思想に没入したものがあつて、或は歴史的な信念を維持しながら、而も西洋の學術理論に関して十分な批判を加へず、そのまゝこれを踏襲して二元的な思想に陥り、而もこれを意識せざるものがある。又著しく**西洋思想の影響**を受けた知識階級と、一般のものとは相当な思想的懸隔を来してゐる。かくて、かゝる情態から種々の困難な問題が発生した。嘗て流行した共産主義運動、或は最近に於ける天皇機関説の問題の如きが、往々にして一部の学者・知識階級の問題であつた如きは、よくこの間の消息を物語つてゐる。

今や共産主義は衰頽し、機関説が打破せられたやうに見えても、それはまだ決して根本的に解決せられてはゐない。各方面に於ける西洋思想の本質の究明とその国体による醇化とが、今一段の進展を見ざる限り、眞の成果を挙げる事は困難であらう。

惟ふに西洋の思想・学問について、一般に極端なるもの、例へば共産主義・無政府主義の如きは、何人も容易に我が国体と相容れぬものであることに気づくのであるが、極端ならざるもの、例へば民主主義・自由主義等については、果してそれが我が国体と合致するや否やについては多くの注意を払はない。抑々如何にして近代西洋思想が民主主義・社会主義・共産主義・無政府主義等を生んだかを考察するに、先に述べた如く、そこにはすべての思想の基礎となつてゐる歴史的背景があり、而もその根柢には**個人主義的人生觀**があることを知るのである。西洋近代文化の根本性格は、個人を以て絶対独立自存の存在とし、一切の文化はこの個人の充実に存し、個人が一切価値の創造者・決定者であるとするところにある。従つて個人の主観的思考を重んじ、個人の脳裡に描くところの觀念によつてのみ国家を考へ、諸般の制度を企画し、理論を構成せんとする。かくして作られた西洋の国家学説・政治思想は、多くは、国家を以て、個人を生み、個人を超えた主体的な存在とせず、個人の利益保護、幸福増進の手段と考へ、自由・平等・独立の個人を中心とする生活原理の表現となつた。従つて、恣に自由解放のみを求め、奉仕といふ道徳的自由を忘れた謬れる自由主義や民主主義が発生した。而してこの個人主義とこれに伴ふ抽象的思想の發展するところ、必然に具体的・歴史的な国家生活は抽象的論理の蔭に見失はれ、いつれの国家も国民も一樣に国家一般乃至人間一般として考へられ、具体的な各国家及びその特性よりも、寧ろ世界一体の国際社会、世界全体に通ずる普遍的理論の如きものが重んぜられ、遂には国際法が国法よりも高次の規範であり、高き価値をもち、国法は寧ろこれに従属するものとするが如き誤つた考すら発生するに至るのである。

教育についても亦同様である。明治維新以後、我が国は進歩した欧米諸国の教育を参酌して、教育制度・教授内容等の整備に努め、又自然科学はもとより精神諸科学の方面に於ても大いに西洋の学術を輸入し、以て我が国学問の進歩と国民教育の普及とを図つて来た。五箇条の御誓文を奉体して旧来の陋習を破り、智識を世界に求めた進取の精神は、この方面にも亦長足の進歩を促し、その成果は極めて大なるものがあつた。併しそれと同時に個人主義思想の浸潤によつて、学問も教育も動もすれば普遍的真理といふが如き、抽象的なもののみを目標として、理智のみの世界、歴史と具体的生活とを離れた世界に趨らんとし、智育も徳育も知らず識らず抽象化せられた人間の自由、個人の完成を目的とする傾向を生ずるに至つた。それと同時に又それらの学問・教育が、分化し専門化して漸く綜合統一を欠き、具体性を失ふに至つた。この傾向を是正するには、我が国教育の淵源たる国体の真義を明らかにし、**個人主義思想と抽象的思考との清算**に努力するの外はない。

今や我が国民の使命は、国体を基として西洋文化を摂取醇化し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献するにある。我が国は夙に支那・印度の文化を輸入し、而もよく独自の創造と発展とをなし遂げた。これ正に我が国体の深遠宏大の致すところであつて、これを承け継ぐ国民の歴史的使命はまことに重大である。現下国体明徴の声は極めて高いのであるが、それは必ず西洋の思想・文化の醇化を契機としてなさるべきであつて、これなくしては国体の明徴は現実と遊離する抽象的のものとなり易い。即ち**西洋思想の摂取醇化と国体の明徴とは相離るべからざる關係にある。**

昭和十二年五月二十九日印刷

昭和十二年五月三十一日発行

昭和十六年五月五日六刷発行（六十三万部）

文 部 省 編 纂  
内閣印刷局印刷発行

#### 4 青少年学徒ニ賜ハリタル勅語 1939年（昭和十四年）5月22日

國本ニ培ヒ國カヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セムトスル任クル極メテ重ク道  
クル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實ニ繫リテ汝等青少年学徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尚ビ廉  
恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中  
ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラズ各其ノ本分ヲ格守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ  
以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

#### 5 臣民の道（抜粹） 1941年（昭和16年）7月 文部省教学局

##### 序言

皇國臣民の道は、國體に淵源し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉るにある。それは抽象的規範にあらずして、歴史的なる日常實踐の道であり、國民のあらゆる生活・活動は、すべてこれ偏に皇基を振起し奉ることに歸するのである。

顧みれば明治維新以來、我が國は廣く知識を世界に求め、よく國運進展の根基に培つて來たのであるが、歐米文化の流入に伴ひ、個人主義・自由主義・功利主義・唯物主義等の影響を受け、ややもすれば我が古來の國風に悖り、父祖傳來の美風を損なふの弊を免れ得なかつた。滿洲事變發生し、更に支那事變起こるに及んで、國民精神は次第に昂揚して來つたが、なお未だ國民生活の全般に互つて、國體の本義、皇國臣民としての自覺が徹底してゐるとはいひ難きものがある。ともすれば、國體の尊嚴を知らながらそれが單なる觀念に止まり、生活の實際に具現せられざるものあるは深く憂ふべきである。かくては、我が國民生活の各般に於いて根強く浸潤せる歐米思想の弊を芟除し、眞に皇運扶翼の舉國體制を確立して、曠古の大業の完遂を期することは困難である。ここに於いて、自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする皇國臣民の道を昂揚實踐することこそ、當面の急務であるといはねばならぬ。

##### 第一章 世界新秩序の建設 2 新秩序の建設

滿洲事變は、久しく抑壓せられていた我が國家的生命の激發である。この事變を契機として、我が國は列強監視の中に、道義的世界の創造。新秩序建設の第一歩を踏み出した。蓋しこれ悠遠にして崇高なる我が肇國の精神の顯現であり、世界史的使命に基づく國家的生命の已むに已まれぬ發動であつた。

我が國の地位は明治三十七八年戰役によつて一躍世界的となつた。この戰役は、ロシヤの東亞進攻態勢によつて獨立を脅威せられた我が國が、舉國一致、眞に國運を賭して立つた自衛のための戦いであつたが、その世界史的意義は極めて重大であつた。即ち歐洲の大強國帝政ロシヤが東洋支配の最後の一線に於いて、渺たる東海の一島國とのみ見られていた日本のために、圖らずも手強い反撃に遭ひ、歐米勢力の世界支配の體制はここに一轉するの兆しを示すに至つた。而して我が國の勝

利は、全世界の耳目を嚮動し、ひいては歐米の勢力下に摺伏を餘儀なくせられていた亞細亞諸國の覺醒を促し、獨立運動の氣運を喚起することとなつた。かくて印度をはじめ、トルコ・アラビヤ・泰・安南その他の諸國は歐米の羈絆を脱せんとする希望に燃え、支那の新しい民族運動にも強い刺戟となつた。かかる澎湃たる亞細亞の覺醒の氣運の中に我が國民は東亞の安定を確保することが日本の使命であり、東亞諸地方を解放することは、懸かつて日本の努力にあることを痛切に自覺したのである。

我が國は明治維新以來、開國進取の國是の下に銳意西洋文物の摂取に努めその間多少の波瀾があつたとはいへ、よくこれ等の長を採つて國運進展の根基に培い、營々として國力充實に邁進して來たのである。殊に明治二十七八年並びに三十七八年戰役に於いて國威を海外に宣揚し、更に世界大戰を経て世界の強大國に躍進した。諸般の文物制度は顯著なる發達を遂げ、教育の普及、學術の進歩、産業の發達、國防の充實等、あらゆる方面に於いてその面目を一新し、ここに我が國は名實共に東亞の安定勢力たるの地位を確立するに至つた。

かかる我が國運の隆々たる發展伸張は、東亞の天地を併呑せんとする歐米諸國をして深く嫉視せしめ、その對策として彼等は、我が國に對して或ひは經濟的壓迫を加へ、或ひは思想的攪亂を企て、或ひは外交的孤立を策し、以つて我が國力の伸張を挫かんとした。このことは同時に東亞をしてその自主性を喪失せしめ、永遠に彼等の傀儡たらしめんとするものに外ならない。

世界大戰の歸結たる所謂ベルサイユ體制は、戰敗國ドイツに徹底的重壓を加へると共に、英佛米による世界支配を強化せんとするものであつたといふことが出来る。而してベルサイユ條約成立後、國際聯盟を中心とする彼等の對日攻勢は愈々執拗となり、大正十年より翌十一年に互るワシントン會議に於いては、國運の進展に必須の推進力たる軍備の削減を意圖して、主力艦の噸數に於ける比率を定めることによつて、我が海軍力に對する彼等の優位を確保せんとした。そのみならず、四國條約によつて太平洋上の島嶼の安全保障に名を藉りて我が國防を脅かし、また九國條約によつて支那に對する彼等の權益を擁護し、かつ我が大陸への發展を妨げんと企てた。彼らはこれに飽くことなく、更に昭和五年のロンドン會議に於いては補助艦艇の比率をも制限し、我が海軍力を英米に對して絶對的劣位に釘付けせんとした。これ我が國が東亞勃興の推進力としての地位に躍進するを阻まんとせるものに外ならない。またこれに前後してアメリカは、我が海外移民の入國を制限または禁止する等の處置に出でた。かく諸方面に於いて、我が國の發展を阻止せんとする策謀が續けられたのである。

かかる太平洋を周る諸情勢の逼迫につれて、東亞に於ける我が國の立場も急迫せる事態に直面することとなつた。即ち支那は歐米諸國の對日壓迫の勢いを利用してその經濟的支援を得、またソ聯との接近を圖り、かつ我が國力を過小に評価して日本與し易しとなし、同胞の血と肉とによつて確立せられた滿洲に於ける地位を蹂躪して、我が生命線を脅かすに至つた。かくて昭和六年九月、滿洲事變の勃發をみたのである。

世界史は滿洲事變を以つて新しき頁を書き始められた。世界の視聽は東洋の一角に集まり、英米勢力を中心とする國際聯盟はあらゆる手段を弄して妨害に乗り出した。併しながら我が國の堅き決意は、滿蒙三千万民衆の運命を擔つて事變の完遂に邁進し、昭和七年には滿洲國の輝かしい誕生となつたのである。而して滿洲國は王道樂土・民族協和を理想として逐年迅速かつ健全に生長を續け、日滿一體の實愈々鞏固なるものがある。

多民族の搾取と犠牲とによつてその繁榮を續けんとする歐米諸國は、滿洲建國によつて大なる脅威を感じ、國際聯盟を利用して飽くまで我が國に不當の制裁を加へんと狂奔した。所謂リットン報告書は専らそのための準備であり、聯盟は道義的世界を顯現せんとする我が意圖を蹂躪せんとした。ここに於いて我が國は遂に意を決し、昭和八年三月、國際聯盟を脱退するに至つたのである。國際聯盟脱退に關する詔書には、

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト為ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

と仰せられてある。國際聯盟は畢竟名を世界の公論に藉りて、英佛等の世界大戰によつて獲得せる利權を護り、その現状を維持せんとする機關に墮し了はつたのである。我が國はかかる桎梏を敢然として摧破した。而も我が國の決意と武威とは、彼等をして何らの制裁にも出づること能はざらしめた。我が國が脱退するや、聯盟の正體は世界に暴露せられ、ドイツも同年秋に我が跡を追うて脱退し、後れてイタリヤもまたエチオピア問題に機を捉らへて脱退の通告を發し、國際聯盟は全く虚名のものとなつた。かくして我が國は昭和六年の秋以來、世界維新の陣頭に巨歩を進め來つてゐる。

我が國は滿洲國と協力して日滿一體の實を擧げてゐるが、東亞全般の新秩序を建設するには、支那との心からなる提携協力を必要とする。蓋し日滿支が一體となつてこの理想の實現に邁往してこそ、東洋の平和は確立せられ、ひいては世界の平和にも寄與し得るのである。北清事變以來擡頭し來つた支那の民族運動は、明治三十七八年戰役以來の我が國の目覺しき躍進に刺戟せられて急激に高まつたが、それは歐米の搾取と暴壓との桎梏を打破し、半植民地的地位を脱出して、大東亞共榮圏の一翼としての新しき支那の建設に向かふべきであつた。然るにその運動は、日支提携による東亞の自主的確立を欲せざる歐米諸國並びにコミンテルンの畫策に乗ぜられ、却つてこれ等勢力に依存することとなり了はつた。かくして不幸にも根本方針を誤つた一部指導者は、抗日救國の名の下に一般民衆に對して多年に亙り執拗に抗日教育を施し、ここに排日毎日の風潮は全支に瀰漫し、滿洲事變を経て日支の國交は愈々危機に瀕するに至つた。

昭和十二年七月、蘆溝橋に發した日支衝突事件に際しては、我が國は東亞の安寧のため、現地解決、不擴大方針を以つて臨み、隱忍自重して彼の反省を待つたのである。然るに支那は飽くまで我が實力を過小に評価し、背後の勢力を恃みとして、遂に全面的衝突にまで導いた。かくて硝煙は大陸の野を蔽い、亞細亞にとつて悲しむべき事態が展開せられるに至つたのであるが、事ここに至んでは我が國は事變の徹底的解決を期し、新東亞建設の上に課せられた嚴肅なる皇國の使命の達成に一路邁進しなければならぬ。天皇陛下には、ここに深く御軫念あらせられ、支那事變一周年に當たり下賜せられたる勅語に、

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラザル日支ノ提携ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ擧グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

と昭示し給ひ、國民の向かふべきところを諭し給ふた。まことに支那事變の目的は支那の蒙を啓き、日支の提携を堅くし、共存共榮の實を擧げ、以つて東亞の新秩序を建設し、世界平和の確立に寄與せんとするにある。

事變始まつて既に五星霜、御稜威の下この大なる使命を負うて、忠勇なる皇軍將兵は、嚴寒を冒し、酷熱を凌ぎ、陸に海に空に奮戦力闘して赫々たる武勲を輝かし、また銃後の國民は擧國一體よく奉公のまことを致してゐるのである。而して支那には既に新政權確立し、新しき支那の建設は漸くその緒に就いた。即ち昭和十五年十一月、南京の國民政府との間に日華基本條約並びに附屬議定書の正式調印を見た。これによれば兩國政府は、「兩國相互ニ其ノ本然ノ特質ヲ尊重シ東亞ニ於テ道義ニ基ク新秩序ヲ建設スルノ共同ノ理想ノ下ニ善隣トシテ緊密ニ相提携シ以テ東亞ニ於ケル恆久的平和ヲ確立シ之ヲ核心トシテ世界全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ希望」するものであり、これがために兩國は政治・外交・教育・宣傳・交易等諸般に亙り相互に兩國間の好誼を破壊するが如き措置及び原因を撤廢し、かつ將來もこれを禁絶すると共に、政治・經濟・文化等各般於いて互助敦睦の手段を講ずべき旨を協定したのである。同時にまた日滿華三國共同宣言が發表せられ、相互の主權及び領土の尊重、互惠を基調とする三國間の一般提携、特に善隣友好・共同防共・經濟提携の實を擧げること、及びそのために必要なる一切の手段を講ずること等が宣言せられた。

これより前、昭和十五年九月、日獨伊三國の間に條約が締結せられるに當り、天皇陛下には詔書を渙發あらせられ、

大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕ガ夙夜眷々措カザル所ナリ而シテ今ヤ世局ハ其ノ騷亂底止スル所ヲ知ラズ人類ノ蒙ルベキ禍患亦將ニ測ルベカラザルモノアラントス朕ハ禍亂ノ戡定平和ノ克復ノ一日モ速カナランコトニ軫念極メテ切ナリ乃チ政府ニ命ジテ帝國ト其ノ意圖ヲ同ジクスル獨伊兩國トノ提攜協力ヲ議セシメ茲ニ三國間ニ於ケル條約ノ成立ヲ見タルハ朕ノ深く懌ブ所ナリ惟フニ萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚ダ遼遠ナリ爾臣民益々國體ノ觀念ヲ明徴ニシ深く謀リ遠ク慮リ協心戮力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ

と宣はせられた。日本の世界史的使命は實にこの聖旨に拜して昭らかである。而してこの條約の根本精神は、その前文の冒頭に見る如く、萬邦をして各々その所を得しむるを以つて恆久平和の先決條件とするところにある。ここに我が國の東亞に於ける指導的地位は愈々不拔のものとなり、八紘を掩いて宇となす我が肇國の精神こそ、世界新秩序建設の基本理念たるべきことが愈々明確になつたのである。

支那事變は、これを世界史的に見れば、我が國による道義的世界建設の途上に於ける一段階である。世界永遠の平和を確保すべき新秩序の建設は、支那事變の處理を一階梯として達成せられる。従つて、支那事變は、蒋介石政權の打倒を以つて終はるべきものではない。我が國としては、支那を誤らしめた東亞に於ける歐米勢力の禍根を芟除し、大東亞共榮圏の一環としての新しき支那の建設に協力し、東亞並びに世界が道義的に一つに結ばれるまでは、堅忍不拔の努力を必要とする。日獨伊三國條約の締結も、世界平和の克服を目的とするものに外ならない。この意味に於いて、我が國は二重三重の責務を世界に對して負うてゐるのである。即ち政治的には歐米の東洋侵略によつて植民地化せられた大東亞共榮圏内の諸地方を助けて、彼等の支配より脱却せしめ、經濟的には歐米の搾取を根絶して、共存共榮の圓滑なる自給自足經濟體制を確立し、文化的には歐米文化への追隨を改めて東洋文化を興隆し、正しき世界文化の創造に貢獻しなければならぬ。東洋は既に數百年に亙つて破壊せられて來た。その復興が既に容易の業ではない。更に新秩序を確立し新文化を創造するには、非常の困難が伴ふことは必然である。この困難を克服してこそ、眞に萬邦協和し、萬民各々その所を得るに至るべき道義的世界の確立に寄與し得る。まことに國史を一貫して具現せられ來つた肇國の精神は、さきに滿洲事變、更にまた支那事變を契機として世界史轉換の上に大なる展開を示すに至つたのである。

## 6 結語

世界の歴史は變轉して止むことなく、諸國家の隆替興亡は常なき有様である。ひとり我が國のみ、肇國以來萬世一系の天皇の御稜威の下、臣民はよく忠によく孝に奉公のまことを致し、ひたすら發展を續け隆昌を重ねて今日に及んだ。而して今や我が國は、世界史上空前の深刻激烈なる動亂の間に處して未曾有の大業を完遂すべき秋に際會してゐる。まこと支那事變こそは、我が肇國の理想を東亞に布き、進んでこれを四海に普くせんとする聖業であり、一億國民の責務は實に尋常一様のものではない。即ちよく皇國の使命を達成し、新秩序を確立するは前途なほ遼遠といふべく、今後更に幾多の障礙に遭遇することあるべきは、もとより覺悟せねばならぬ。

今こそ我等皇國臣民は、よろしく國體の本義に徹し、自我功利の思想を排し、國家奉仕を第一義とする國民道徳を振起し、よく世界の情勢を洞察し、不撓不屈、堅忍持久の確固たる決意を持して臣民の道を実踐し、以つて光輝ある皇國日本の赫奕たる大義を世界に光被せしめなければならぬ。